

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年2月17日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西尾 友宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03-6700-4111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田ライフプランファンド20 明治安田ライフプランファンド50 明治安田ライフプランファンド70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

明治安田ライフプランファンド20、明治安田ライフプランファンド50、明治安田ライフプランファンド70（以下、上記のそれぞれをまたは上記を総称して「当ファンド」または「明治安田ライフプランファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 上限 5,000億円

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問合わせください。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

各ファンド間でのスイッチングが可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

各ファンド間でのスイッチングが可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

スイッチングの際には、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

販売会社により、1ファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

(7) 【申込期間】

2023年2月18日から2023年8月18日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社につきましては下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額)を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。
販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年 1 回（ 5 月 20 日。休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「明治安田ライフプランファンド」は、「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」および「明治安田ライフプランファンド70」の3本のファンドから構成され、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)(資産配分固定型)))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。)を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：各ファンド 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

明治安田ライフプランファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

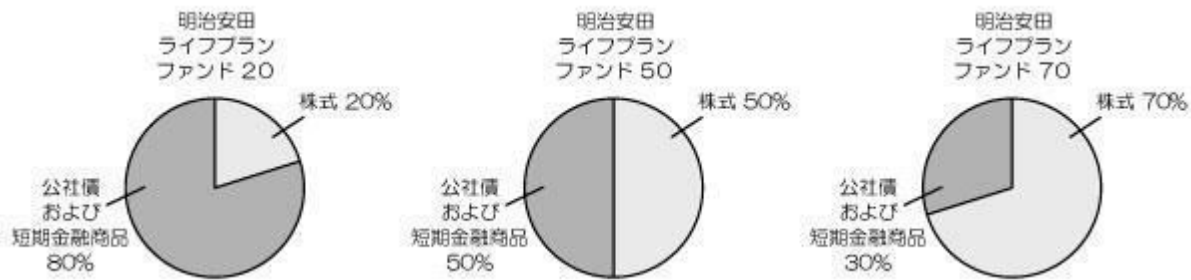
ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

	明治安田 ライフプラン ファンド20 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド50 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド70 基準組入比率	3ファンド 共通変動幅
株式アセット	20.0%	50.0%	70.0%	±10%程度
明治安田日本株式マザーファンド	15.0%	30.0%	40.0%	±5%程度
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
明治安田欧州株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
債券アセット	77.0%	47.0%	27.0%	±10%程度
明治安田日本債券マザーファンド	62.0%	32.0%	17.0%	±5%程度
明治安田外国債券マザーファンド	15.0%	15.0%	10.0%	±5%程度
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	±5%程度

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、基準ポートフォリオに戻します。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。

資産配分の異なる3つのファンドによって、お客さまのリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。



各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

原則として行いません。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

< マザーファンドの運用手法 >

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
明治安田 日本株式 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	経済・社会動向の調査や企業調査において、グローバル・ベースのアプローチを行うと同時に、データ化された調査結果に基づいた個別銘柄選定により、超過収益の獲得を目指した運用を行います。
明治安田 日本債券 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	ベンチマークに対してデュレーション・ニュートラル戦略を基本とし、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。
明治安田 外国債券 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析を踏まえ、通貨アロケーション戦略、デュレーション・イールドカーブ戦略や種別・銘柄戦略を策定、ポートフォリオ全体のリスクコントロールを行いつつ運用を行います。

（２）【ファンドの沿革】

2000年 5月31日	信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始
2004年 1月 1日	「YPWライフプランファンド20」から「安田ライフプランファンド20」へ、 「YPWライフプランファンド50」から「安田ライフプランファンド50」へ、 「YPWライフプランファンド70」から「安田ライフプランファンド70」へ、 それぞれファンド名を変更
2010年10月 1日	ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継 「安田ライフプランファンド20」から「明治安田ライフプランファンド20」へ、「安田ライフプランファンド50」から「明治安田ライフプランファンド50」へ、「安田ライフプランファンド70」から「明治安田ライフプランファンド70」へ、ファンド名変更 「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、ファンド名変更
2010年10月 1日	投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド」に変更
2011年 4月 1日	投資対象である明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更
2019年 6月 7日	投資対象である明治安田外国債券マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更

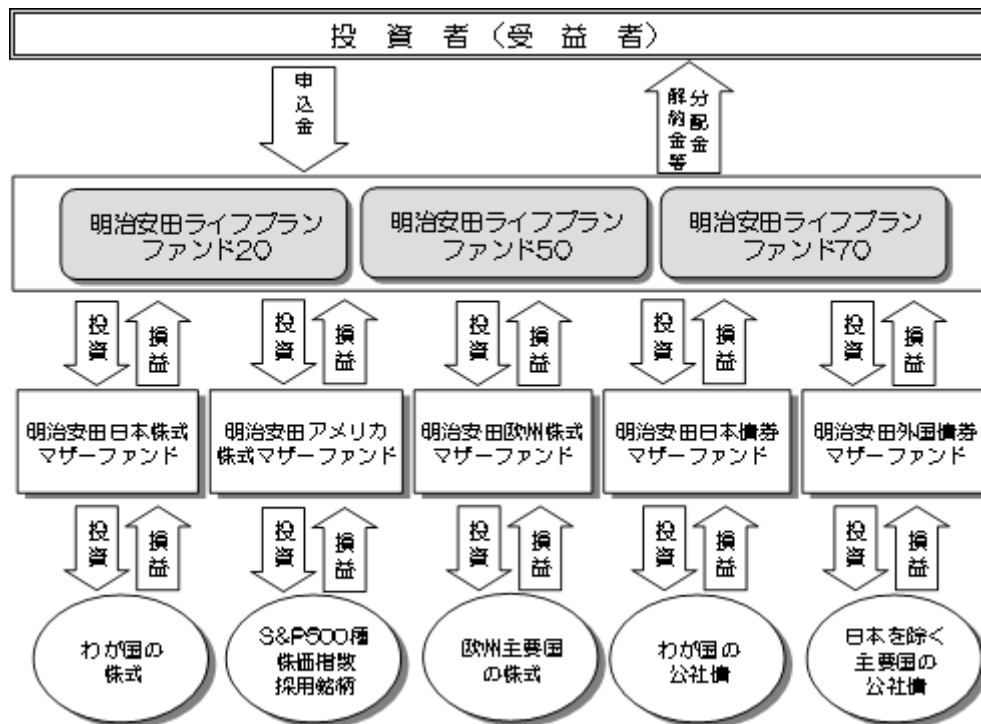
「明治安田ライフプランファンド」のマザーファンドである「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田欧州株式マザーファンド」および「明治安田日本債券マザーファンド」については2000年1月28日に、「明治安田外国債券マザーファンド」については2000年3月24日に、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」については2000年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）

3. 販売会社

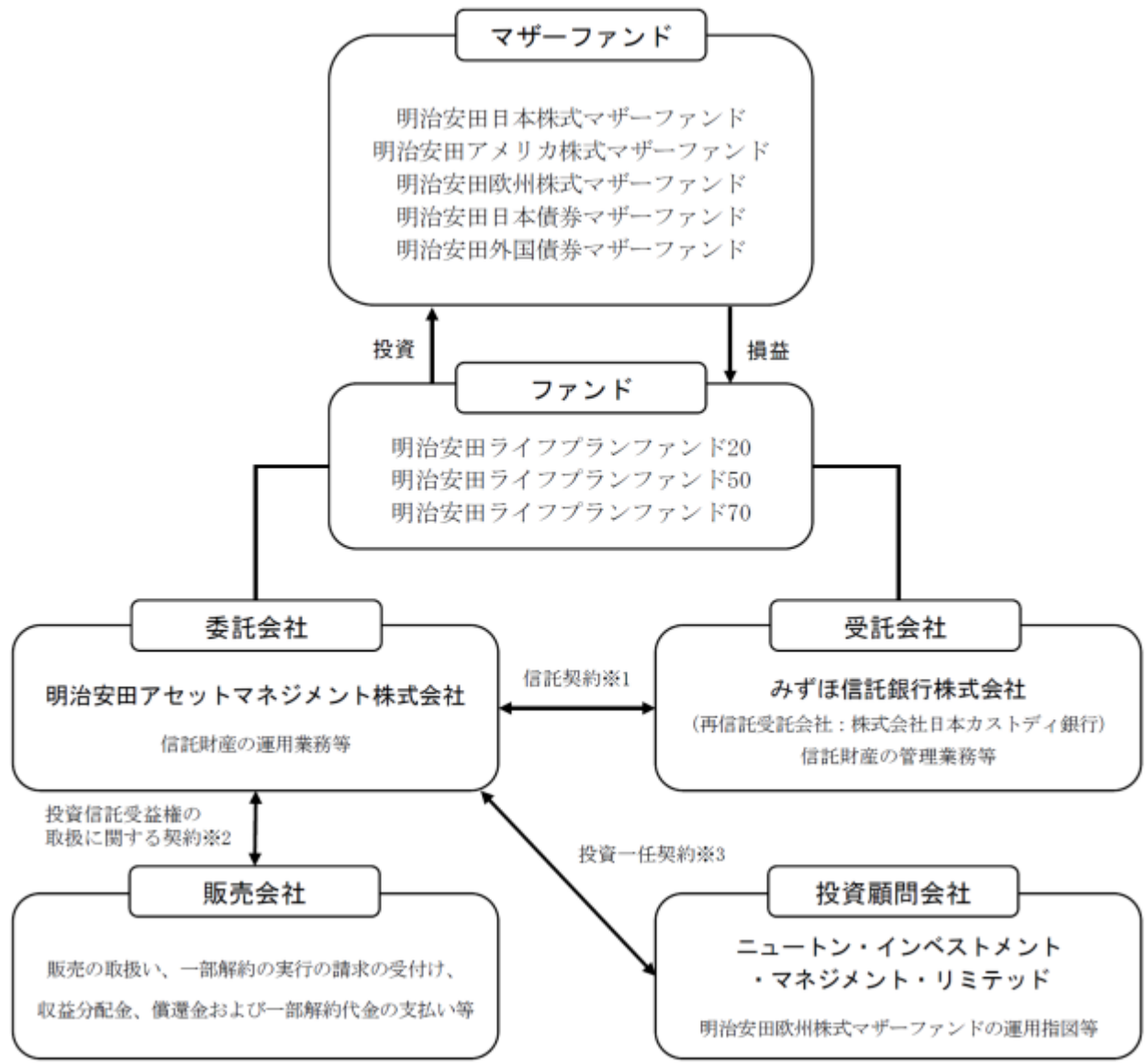
ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

4. 投資顧問会社

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（「ニュートン社」ということがあります。）

明治安田欧州株式マザーファンドの運用指図を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

- 1986年11月： コスモ投信株式会社設立
 1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

・基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- 各ファンドについて、以下を基準ポートフォリオとして運用を行います。

< 明治安田ライフプランファンド20 >

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の20%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の80%程度とします。

< 明治安田ライフプランファンド50 >

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とします。

< 明治安田ライフプランファンド70 >

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の70%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の30%程度とします。

3. 各ファンドの基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）。
4. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
9. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

原則として行いません。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行うことがあります。

マザーファンドの投資方針

< 明治安田日本株式マザーファンド >

・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

1. わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

- ・ TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは

使用の停止を行うことができます。J P Xは、T O P I Xの指数値及びT O P I Xに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のT O P I Xの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。J P Xは、T O P I Xの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、T O P I Xの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではありません。J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズをT O P I Xの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。上記に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

投資態度

1. S&P500種株価指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
8. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によって為替ヘッジを行う場合があります。

S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターの分解・解析した上で数値化し、計量分析によってポートフォリオ（ファンドの組入銘柄群）を構築する手法です。運用にあたっては、その結果に忠実に従って運用します。

本商品は、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではない。S&Pは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&P500が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではない。S&Pの当社に対する唯一の関係は、S&P及びS&P500の登録商標についての利用許諾を与えることである。S&Pは、S&P500に関する決定、作成及び計算において、当社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行う。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではない。

S&Pは、S&P500の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではない。S&Pは、S&P500に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータの使用により、当社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行わない。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはない。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

．基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

．運用方法

投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1．欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- 2．グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。
- 3．ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
- 4．欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
- 5．株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 6．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 7．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
- 8．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 9．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
- 10．外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

MSCIヨーロッパ指数とは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

< 明治安田日本債券マザーファンド >

・基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

1. わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
2. FTSE日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
5. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
10. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE日本国債インデックスは、日本の代表的な国債の総合投資利回りを市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者）が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては、格付が高いほど有利な条件で発行できるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。以下同じ。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

・基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

・運用方法

投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

1. 日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
2. FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. （削除）
5. ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。
6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
7. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
10. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
11. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として1. から5. までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の6. から27. までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド

2. 明治安田欧州株式マザーファンド

3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

4. 明治安田日本債券マザーファンド

5. 明治安田外国債券マザーファンド

6. 株券または新株引受権証券

7. 国債証券

8. 地方債証券

9. 特別の法律により法人の発行する債券

10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

15. コマーシャル・ペーパー

16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、6. から16. の証券または証書の性質を有するもの

18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

19. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
20. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
21. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
22. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
25. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で前26.の有価証券の性質を有するもの

なお、6.の証券または証書、17.ならびに22.の証券または証書のうち6.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7.から11.までの証券ならびに17.および22.の証券または証書のうち7.から11.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18.および19.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

各マザーファンドの運用につきましては、前記「１ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格 <マザーファンドの運用手法>」ならびに「２ 投資方針 マザーファンドの投資方針」をご覧ください。

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、明治安田アセットマネジメント株式会社において日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、当初の基準ポートフォリオに戻します。

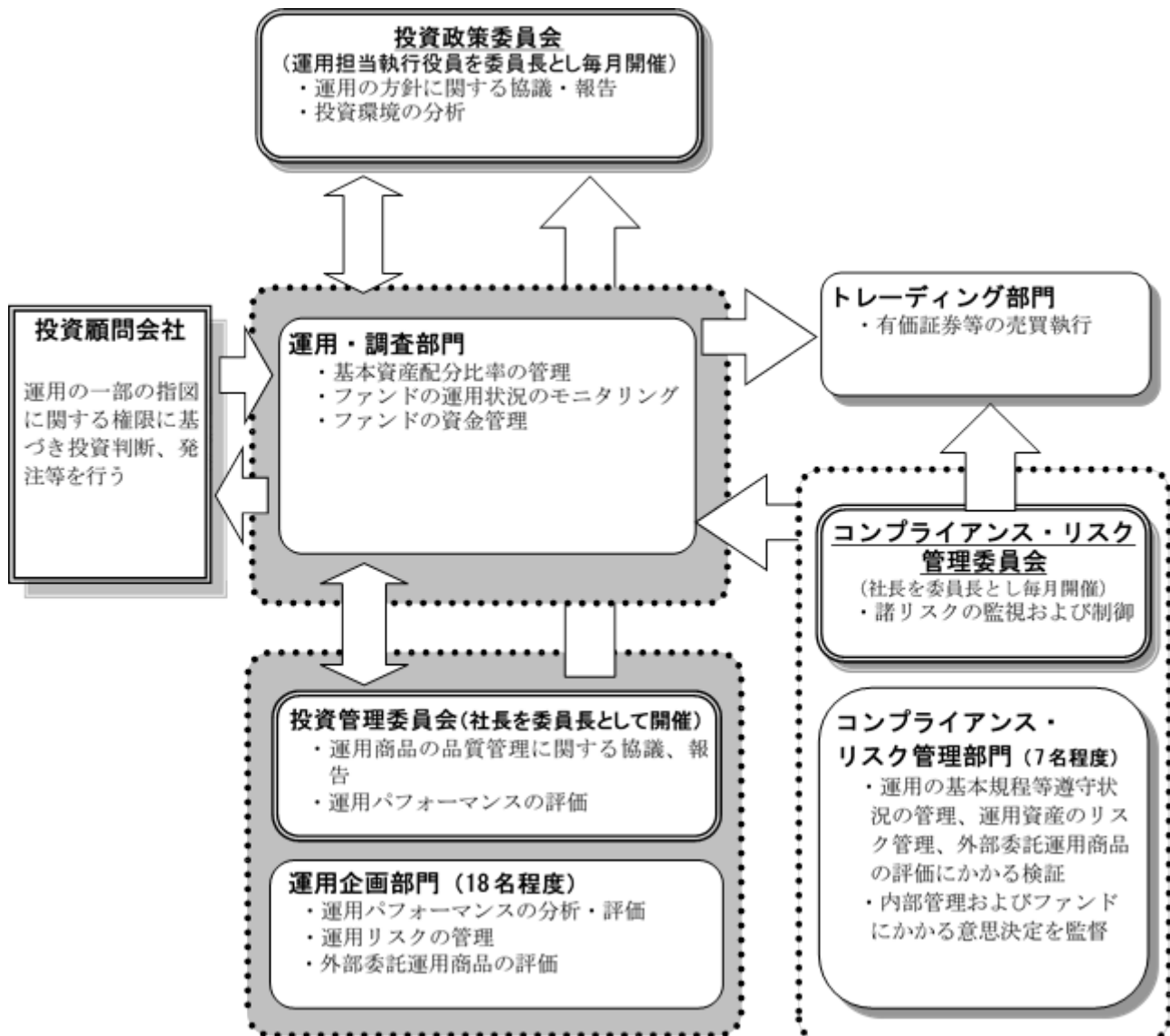
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門および投資顧問会社にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ(<https://www.myam.co.jp/>)の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

年1回（毎年5月20日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

<明治安田ライフプランファンド20>

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

<明治安田ライフプランファンド50>

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

<明治安田ライフプランファンド70>

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

<各ファンド共通>

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出により取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1.の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2.の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 前1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、

資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドの主なリスクと留意点

明治安田ライフプランファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すも

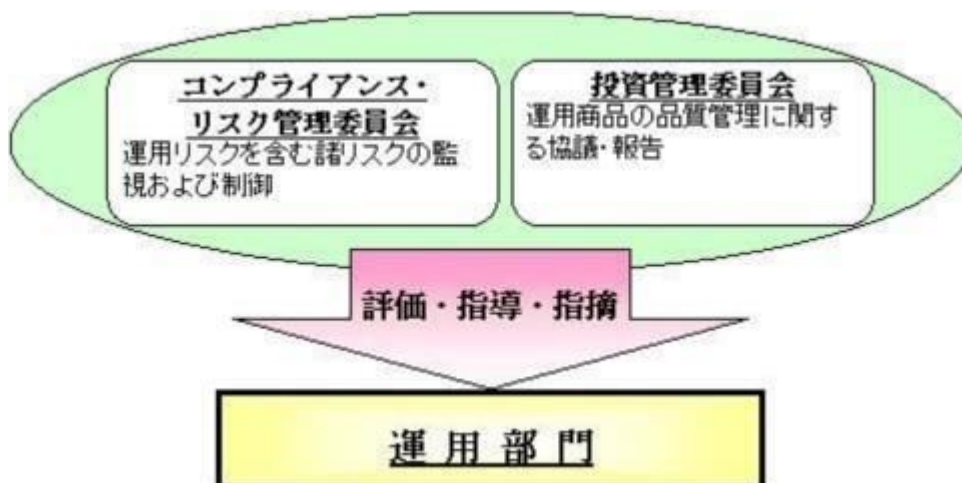
のではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

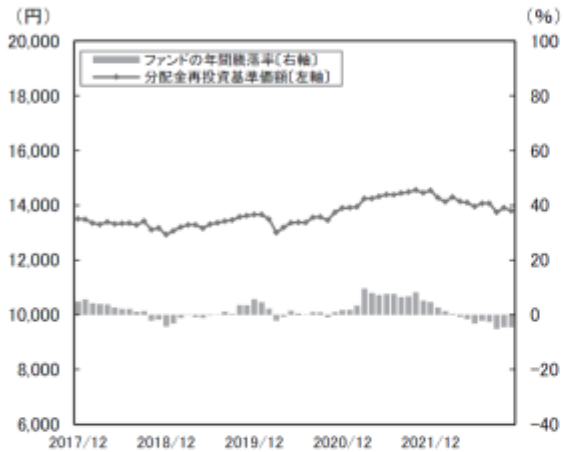
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

◆明治安田ライフプランファンド 20



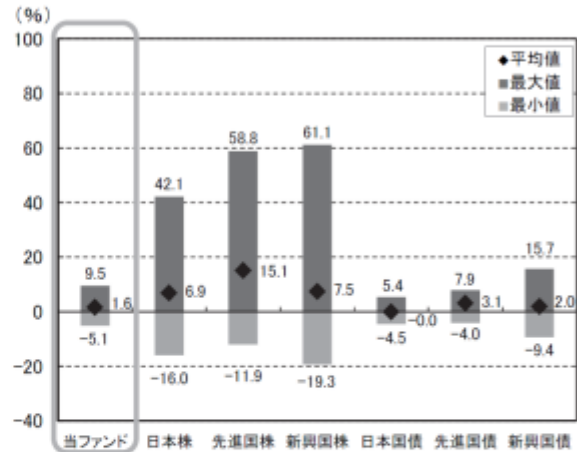
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2017年12月～2022年11月



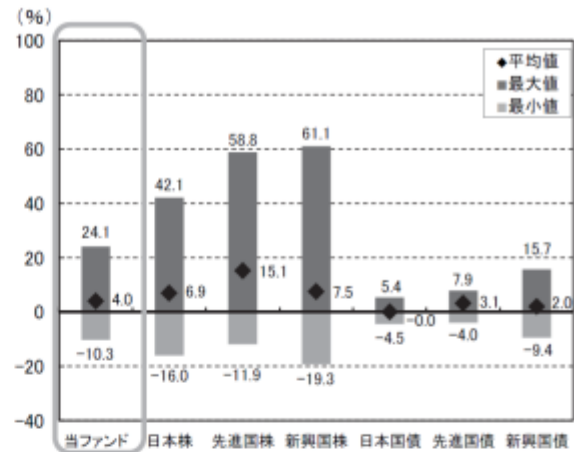
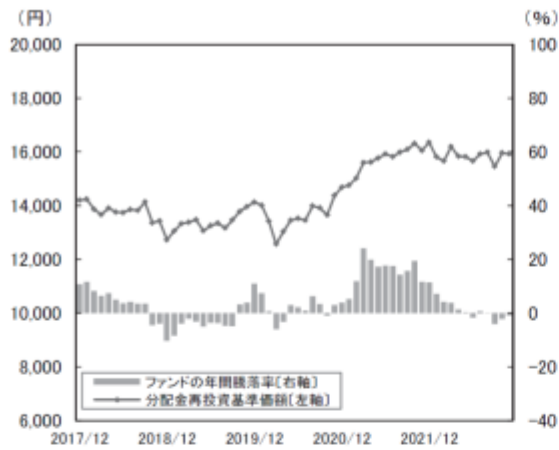
※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

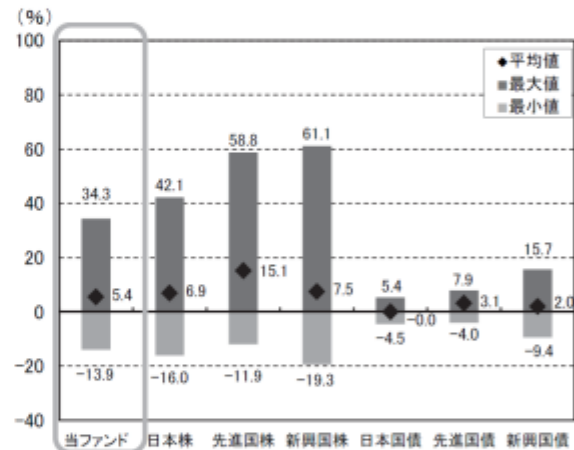
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社 JPX 総研又は 株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

< 代表的な資産クラスの指数について >

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。

詳しくは販売会社までお問合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

ファンドの純資産総額に対し、下記の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率）		
	明治安田ライフプラン ファンド20	明治安田ライフプラン ファンド50	明治安田ライフプラン ファンド70
委託会社	0.495%（税抜0.45%）	0.605%（税抜0.55%）	0.671%（税抜0.61%）
販売会社	0.407%（税抜0.37%）	0.583%（税抜0.53%）	0.66%（税抜0.6%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）	0.077%（税抜0.07%）	0.088%（税抜0.08%）
合計	0.957%（税抜0.87%）	1.265%（税抜1.15%）	1.419%（税抜1.29%）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦收受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

投資顧問報酬

委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、ファンドにかかる金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額

明治安田欧州株式マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除して得られる額です。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に、明治安田ライフプランファンド20は年0.0044%（税抜0.004%）、明治安田ライフプランファンド50は年0.0066%（税抜0.006%）、明治安田ライフプランファンド70は年0.011%（税抜0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

3. 確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一部解約時および償還時における課税は、行われません。

個別元本について

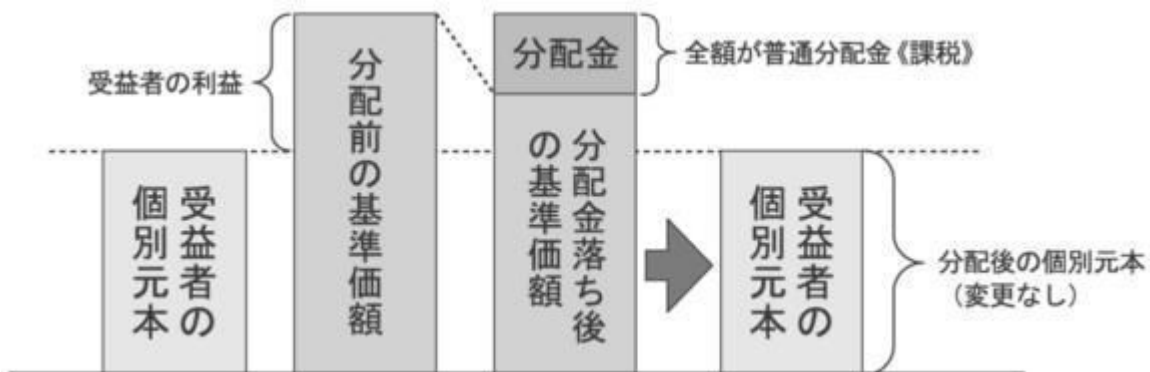
1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

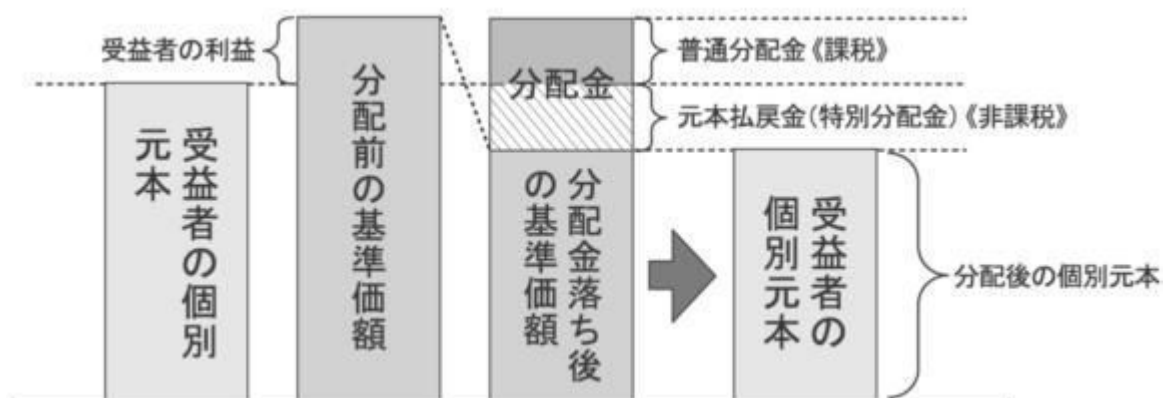
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

< 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年11月末現在のもので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

5【運用状況】

以下は2022年11月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1)【投資状況】

明治安田ライフプランファンド20

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,740,919,123	97.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		53,869,717	3.00
合計(純資産総額)		1,794,788,840	100.00

明治安田ライフプランファンド50

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,117,680,638	97.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		65,549,579	3.00
合計(純資産総額)		2,183,230,217	100.00

明治安田ライフプランファンド70

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,427,002,450	97.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		44,191,069	3.00
合計(純資産総額)		1,471,193,519	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田ライフプランファンド 2 0

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	752,173,047	1.5492	1,165,303,798	1.4756	1,109,906,548	61.84
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	150,117,723	1.6997	255,155,094	1.8134	272,223,478	15.17
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド	84,527,025	3.1151	263,313,365	3.1784	268,660,696	14.97
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	16,169,221	2.5489	41,213,728	2.8142	45,503,421	2.54
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	8,985,016	4.4381	39,876,587	4.9666	44,624,980	2.49

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

明治安田ライフプランファンド 5 0

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	470,111,850	1.5485	727,982,549	1.4756	693,697,045	31.77
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	364,172,068	1.6997	618,983,264	1.8134	660,389,628	30.25
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド	102,236,041	3.1174	318,720,181	3.1784	324,947,032	14.88
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	78,940,812	2.5492	201,235,918	2.8142	222,155,233	10.18
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	43,589,518	4.4373	193,421,477	4.9666	216,491,700	9.92

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.00

合計	97.00
----	-------

明治安田ライフプランファンド 7 0

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	324,606,587	1.7003	551,928,580	1.8134	588,641,584	40.01
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	169,211,549	1.5468	261,743,976	1.4756	249,688,561	16.97
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	78,864,849	2.5513	201,207,890	2.8142	221,941,458	15.09
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	44,256,991	4.4458	196,758,231	4.9666	219,806,771	14.94
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド	46,225,798	3.1191	144,184,816	3.1784	146,924,076	9.99

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

【投資不動産物件】

明治安田ライフプランファンド 2 0

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド 5 0

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド 7 0

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

明治安田ライフプランファンド 2 0

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド 5 0

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド70

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

明治安田ライフプランファンド20

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13期計算期間末（2013年 5月20日）	1,597,488,831	1,619,445,897	11,641	11,801
第14期計算期間末（2014年 5月20日）	1,507,924,673	1,523,298,374	11,770	11,890
第15期計算期間末（2015年 5月20日）	1,479,740,803	1,498,212,637	12,817	12,977
第16期計算期間末（2016年 5月20日）	1,551,763,666	1,559,010,289	12,848	12,908
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	1,604,330,251	1,616,701,522	12,968	13,068
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,667,112,133	1,683,405,810	13,301	13,431
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,716,101,990	1,722,701,574	13,002	13,052
第20期計算期間末（2020年 5月20日）	1,678,565,480	1,687,611,441	12,989	13,059
第21期計算期間末（2021年 5月20日）	1,825,279,668	1,843,762,136	13,826	13,966
第22期計算期間末（2022年 5月20日）	1,842,918,721	1,846,981,896	13,607	13,637
2021年11月末日	1,878,524,255		14,038	
12月末日	1,894,552,463		14,123	
2022年 1月末日	1,866,077,217		13,863	
2月末日	1,844,137,362		13,720	
3月末日	1,884,013,163		13,888	
4月末日	1,861,811,884		13,735	
5月末日	1,860,866,342		13,663	
6月末日	1,833,234,880		13,518	
7月末日	1,846,905,149		13,637	
8月末日	1,845,753,310		13,639	
9月末日	1,805,630,142		13,322	
10月末日	1,823,356,029		13,479	
11月末日	1,794,788,840		13,374	

明治安田ライフプランファンド50

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13期計算期間末（2013年 5月20日）	1,609,848,442	1,634,310,504	11,188	11,358
第14期計算期間末（2014年 5月20日）	1,534,424,135	1,549,406,724	11,266	11,376
第15期計算期間末（2015年 5月20日）	1,632,678,151	1,656,097,373	13,246	13,436
第16期計算期間末（2016年 5月20日）	1,587,944,695	1,595,637,033	12,386	12,446
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	1,673,845,057	1,695,564,710	13,101	13,271
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,852,187,300	1,876,240,202	13,861	14,041
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,810,507,848	1,818,862,886	13,002	13,062
第20期計算期間末（2020年 5月20日）	1,817,409,866	1,828,728,857	12,845	12,925
第21期計算期間末（2021年 5月20日）	2,089,151,935	2,117,003,217	15,002	15,202
第22期計算期間末（2022年 5月20日）	2,140,057,913	2,147,212,998	14,955	15,005
2021年11月末日	2,191,622,341		15,471	
12月末日	2,239,449,376		15,761	
2022年 1月末日	2,161,480,009		15,245	
2月末日	2,136,989,786		15,091	
3月末日	2,227,611,847		15,610	
4月末日	2,185,448,642		15,265	
5月末日	2,192,475,390		15,195	
6月末日	2,170,126,455		15,043	
7月末日	2,186,907,955		15,295	
8月末日	2,205,243,212		15,352	
9月末日	2,141,731,227		14,850	
10月末日	2,199,301,566		15,335	
11月末日	2,183,230,217		15,292	

明治安田ライフプランファンド70

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13期計算期間末（2013年 5月20日）	994,517,785	1,009,809,632	10,406	10,566
第14期計算期間末（2014年 5月20日）	895,530,743	903,204,876	10,503	10,593
第15期計算期間末（2015年 5月20日）	972,157,496	986,420,654	12,950	13,140
第16期計算期間末（2016年 5月20日）	873,057,777	876,815,328	11,617	11,667
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	970,236,126	984,015,764	12,674	12,854
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,108,467,595	1,124,660,630	13,691	13,891
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,081,648,550	1,086,835,587	12,512	12,572
第20期計算期間末（2020年 5月20日）	1,069,960,070	1,076,989,478	12,177	12,257
第21期計算期間末（2021年 5月20日）	1,324,254,944	1,342,672,790	15,099	15,309
第22期計算期間末（2022年 5月20日）	1,411,125,378	1,415,774,665	15,176	15,226
2021年11月末日	1,437,568,286		15,727	
12月末日	1,483,501,919		16,149	
2022年 1月末日	1,429,847,055		15,475	
2月末日	1,414,102,682		15,329	
3月末日	1,479,478,842		16,050	
4月末日	1,438,648,074		15,577	
5月末日	1,463,122,701		15,530	
6月末日	1,446,869,745		15,349	
7月末日	1,471,969,758		15,684	
8月末日	1,490,923,752		15,786	
9月末日	1,433,489,826		15,167	
10月末日	1,496,739,149		15,852	
11月末日	1,471,193,519		15,875	

【分配の推移】

明治安田ライフプランファンド 2 0

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	160
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	120
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	160
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	100
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	130
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	50
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	70
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	140
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	30

明治安田ライフプランファンド 5 0

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	170
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	110
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	190
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	170
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	180
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	80
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	200
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	50

明治安田ライフプランファンド 7 0

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	160
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	90
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	190
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	50
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	180
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	80
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	210
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	50

【収益率の推移】

明治安田ライフプランファンド 2 0

期	計算期間	収益率（％）
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	18.81
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	2.14
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	10.25
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	0.71
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	1.71
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	3.57
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	1.87
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	0.44
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	7.52
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	1.37
第23期中間計算期間	2022年 5月21日～2022年11月20日	1.25

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田ライフプランファンド 5 0

期	計算期間	収益率（％）
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	39.98
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	1.68
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	19.26
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	6.04
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	7.15
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	7.18
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	5.76
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	0.59
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	18.35
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	0.02
第23期中間計算期間	2022年 5月21日～2022年11月20日	2.23

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田ライフプランファンド 7 0

期	計算期間	収益率（％）
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	52.36
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	1.80
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	25.11
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	9.91
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	10.65
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	9.60
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	8.17
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	2.04

第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	25.72
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	0.84
第23期中間計算期間	2022年 5月21日～2022年11月20日	4.26

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

明治安田ライフプランファンド 2 0

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	156,031,692	313,502,123
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	206,295,328	297,470,198
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	211,304,674	337,956,858
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	185,524,396	132,243,463
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	168,164,097	138,807,496
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200,526,817	184,294,138
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	213,096,140	146,539,057
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	275,362,124	302,998,876
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	204,106,099	176,209,945
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	141,672,822	107,457,183
第23期中間計算期間	2022年 5月21日～2022年11月20日	55,833,600	68,800,174

明治安田ライフプランファンド 5 0

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	170,537,624	123,306,209
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	172,912,123	249,803,387
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	149,805,652	279,268,559
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	147,501,360	98,035,590
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	131,528,610	135,958,384
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	211,608,074	152,962,400
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	188,413,904	132,179,818
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	150,603,421	128,235,904
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	177,311,564	199,621,401
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	160,355,240	121,902,308
第23期中間計算期間	2022年 5月21日～2022年11月20日	69,995,165	80,728,832

明治安田ライフプランファンド 7 0

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	171,089,795	132,664,153
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	221,336,132	324,395,123
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	189,452,574	291,441,480
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	145,158,448	144,340,770
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	117,765,866	103,740,639

第18期計算期間	2017年 5月23日 ~ 2018年 5月21日	133,429,299	89,312,997
第19期計算期間	2018年 5月22日 ~ 2019年 5月20日	144,869,495	90,014,998
第20期計算期間	2019年 5月21日 ~ 2020年 5月20日	135,439,858	121,270,055
第21期計算期間	2020年 5月21日 ~ 2021年 5月20日	147,519,578	149,155,359
第22期計算期間	2021年 5月21日 ~ 2022年 5月20日	159,494,605	106,677,300
第23期中間計算期間	2022年 5月21日 ~ 2022年11月20日	66,534,731	74,706,049

(参考)

(1) 投資状況

. 明治安田日本株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,097,579,310	98.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		52,995,397	1.28
合計(純資産総額)		4,150,574,707	100.00

. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	3,763,093,739	93.88
投資信託受益証券	アメリカ	98,354,977	2.45
投資証券	アメリカ	107,901,948	2.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		39,000,243	0.97
合計(純資産総額)		4,008,350,907	100.00

. 明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	イギリス	773,219,963	35.96
	フランス	354,584,082	16.49
	スイス	349,140,410	16.24
	ドイツ	154,891,538	7.20
	オランダ	140,709,852	6.54
	デンマーク	113,821,522	5.29
	アイルランド	55,387,247	2.58
	ノルウェー	46,995,321	2.19
	スウェーデン	35,915,382	1.67
	スペイン	19,789,717	0.92
	アメリカ	16,457,940	0.77
	小計	2,060,912,974	95.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		89,504,894	4.16
合計(純資産総額)		2,150,417,868	100.00

. 明治安田日本債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	19,690,241,290	58.00
社債券	日本	11,900,961,500	35.05
	フランス	1,363,615,000	4.02
	アメリカ	101,406,800	0.30
	小計	13,365,983,300	39.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		894,445,872	2.63

合計(純資産総額)	33,950,670,462	100.00
-----------	----------------	--------

. 明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	519,607,025	44.52
	イタリア	90,663,563	7.77
	スペイン	76,508,355	6.55
	ドイツ	65,887,592	5.64
	フランス	64,394,811	5.52
	ベルギー	54,718,776	4.69
	中国	40,885,960	3.50
	イギリス	39,744,429	3.40
	カナダ	15,114,461	1.29
	オーストラリア	13,732,495	1.18
	アイルランド	13,282,241	1.14
	メキシコ	9,858,967	0.84
	オランダ	9,842,840	0.84
	マレーシア	6,285,548	0.54
	シンガポール	4,973,694	0.43
	ポーランド	4,797,198	0.41
	イスラエル	4,499,116	0.39
	スウェーデン	3,117,128	0.27
	ノルウェー	2,692,874	0.23
		小計	1,040,607,073
社債券	ドイツ	53,340,521	4.57
	イギリス	26,729,697	2.29
	アメリカ	9,245,548	0.79
	カナダ	8,310,436	0.71
	オーストラリア	3,868,800	0.33
	小計	101,495,002	8.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		25,147,494	2.15
合計(純資産総額)		1,167,249,569	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		11,434,306	0.97
	売建		11,547,565	0.98

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

. 明治安田日本株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	72,600	2,057.47	149,372,563	2,010.50	145,962,300	3.52
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	10,900	10,813.13	117,863,135	11,255.00	122,679,500	2.96
3	日本	株式	M T G	その他製品	84,300	1,230.86	103,762,124	1,249.00	105,290,700	2.54
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	27,200	3,884.02	105,645,472	3,820.00	103,904,000	2.50
5	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	132,900	669.85	89,023,065	755.10	100,352,790	2.42
6	日本	株式	三菱商事	卸売業	18,600	4,201.41	78,146,247	4,605.00	85,653,000	2.06
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,200	56,175.41	67,410,501	57,140.00	68,568,000	1.65
8	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	4,000	16,576.01	66,304,040	16,630.00	66,520,000	1.60
9	日本	株式	ワールド	繊維製品	50,100	1,205.11	60,376,315	1,315.00	65,881,500	1.59
10	日本	株式	恵和	化学	16,400	3,617.29	59,323,567	3,725.00	61,090,000	1.47
11	日本	株式	富士通	電気機器	3,200	17,093.27	54,698,469	18,465.00	59,088,000	1.42
12	日本	株式	三井不動産	不動産業	20,100	2,767.37	55,624,150	2,776.50	55,807,650	1.34
13	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	21,500	2,381.81	51,209,100	2,543.50	54,685,250	1.32
14	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	13,500	3,879.09	52,367,778	4,050.00	54,675,000	1.32
15	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	9,100	5,709.49	51,956,359	5,952.00	54,163,200	1.30
16	日本	株式	ダイキン工業	機械	2,400	22,537.10	54,089,045	22,405.00	53,772,000	1.30
17	日本	株式	三菱電機	電気機器	39,000	1,379.35	53,794,756	1,377.50	53,722,500	1.29
18	日本	株式	住友商事	卸売業	23,800	2,233.83	53,165,242	2,247.00	53,478,600	1.29
19	日本	株式	ニコン	精密機器	39,200	1,399.22	54,849,424	1,334.00	52,292,800	1.26
20	日本	株式	ジェイフロンティア	食料品	16,800	2,373.55	39,875,745	3,010.00	50,568,000	1.22
21	日本	株式	オリックス	その他金融業	22,800	2,182.39	49,758,618	2,210.50	50,399,400	1.21
22	日本	株式	第一三共	医薬品	10,600	4,562.06	48,357,937	4,518.00	47,890,800	1.15
23	日本	株式	コジマ	小売業	75,300	562.22	42,335,279	614.00	46,234,200	1.11
24	日本	株式	I D O M	卸売業	61,300	749.61	45,951,093	748.00	45,852,400	1.10
25	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	93,100	502.13	46,748,303	491.20	45,730,720	1.10
26	日本	株式	ローム	電気機器	4,200	11,030.02	46,326,112	10,850.00	45,570,000	1.10
27	日本	株式	アイシン	輸送用機器	12,000	3,918.40	47,020,800	3,765.00	45,180,000	1.09
28	日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	34,000	1,323.90	45,012,842	1,316.00	44,744,000	1.08
29	日本	株式	F R O N T E O	サービス業	44,400	846.59	37,588,910	966.00	42,890,400	1.03
30	日本	株式	ハーモニック・ドライブ・システムズ	機械	11,600	4,512.10	52,340,397	3,660.00	42,456,000	1.02

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.36
		建設業	1.29
		食料品	3.78
		繊維製品	1.59
		化学	4.93
		医薬品	5.23
		ゴム製品	0.91
		ガラス・土石製品	0.74
		鉄鋼	0.91
		非鉄金属	1.16
		金属製品	1.22
		機械	5.79
		電気機器	15.54
		輸送用機器	7.16
		精密機器	4.34
		その他製品	4.01
		電気・ガス業	1.12
		陸運業	2.89
		海運業	0.82
		空運業	0.49
		情報・通信業	8.59
		卸売業	5.55
		小売業	4.24
		銀行業	5.81
保険業	2.20		
その他金融業	1.79		
不動産業	1.96		
サービス業	4.30		
合計			98.72

. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13,238	23,127.40	306,160,651	19,604.27	259,521,431	6.47
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6,294	39,251.78	247,050,762	33,374.62	210,059,903	5.24
3	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P 500 ETF TRUST		1,792	53,971.40	96,716,757	54,885.58	98,354,977	2.45
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	7,352	21,260.92	156,310,345	12,834.36	94,358,254	2.35
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	5,260	17,355.97	91,292,416	13,219.03	69,532,126	1.73
6	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	2,660	25,097.96	66,760,593	24,453.61	65,046,625	1.62
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部品	2,552	44,825.84	114,395,562	25,111.86	64,085,472	1.60
8	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・ サービス	849	74,394.04	63,160,547	73,323.36	62,251,533	1.55
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	4,480	18,041.99	80,828,117	13,253.75	59,376,813	1.48
10	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3,700	12,260.83	45,365,079	15,350.68	56,797,552	1.42
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	1,195	47,986.52	57,343,901	43,762.10	52,295,713	1.30
12	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・ サービス	1,060	49,169.70	52,119,883	47,650.46	50,509,491	1.26
13	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	3,240	11,983.09	38,825,219	15,114.61	48,971,339	1.22
14	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,050	42,091.49	44,196,071	43,877.36	46,071,233	1.15
15	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	890	41,794.43	37,197,048	50,541.73	44,982,146	1.12
16	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・ サービス	1,470	29,758.97	43,745,699	29,032.16	42,677,278	1.06
17	アメリカ	株式	WALMART INC	食品・ 生活必需品小売り	1,910	19,401.46	37,056,789	21,242.94	40,574,023	1.01
18	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・ タバコ	4,570	8,936.26	40,838,749	8,676.59	39,652,051	0.99
19	アメリカ	株式	LINDE PLC	素材	850	43,916.24	37,328,812	46,100.67	39,185,573	0.98

20	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	3,040	11,562.04	35,148,630	11,455.38	34,824,374	0.87
21	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	745	57,920.15	43,150,512	45,379.93	33,808,054	0.84
22	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,782	17,603.17	31,368,854	18,964.08	33,794,003	0.84
23	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	1,310	23,828.70	31,215,601	25,356.27	33,216,718	0.83
24	アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	830	34,717.50	28,815,525	39,159.95	32,502,760	0.81
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	433	80,418.56	34,821,240	73,456.67	31,806,740	0.79
26	アメリカ	株式	LOWE'S COS INC	小売	1,070	27,579.58	29,510,153	28,811.35	30,828,154	0.77
27	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	1,020	28,525.84	29,096,358	30,095.90	30,697,825	0.77
28	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1,403	30,586.11	42,912,323	21,717.87	30,470,185	0.76
29	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	1,490	21,903.96	32,636,908	20,202.80	30,102,183	0.75
30	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	2,270	16,116.14	36,583,649	13,149.60	29,849,593	0.74

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	外国	エネルギー	5.27
		素材	2.71
		資本財	6.06
		商業・専門サービス	1.09
		運輸	1.16
		自動車・自動車部品	2.06
		耐久消費財・アパレル	1.24
		消費者サービス	1.95
		メディア・娯楽	5.77
		小売	5.30
		食品・生活必需品小売り	1.92
		食品・飲料・タバコ	3.98
		家庭用品・パーソナル用品	1.25
		ヘルスケア機器・サービス	6.21
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.08
		銀行	3.90
		各種金融	4.87
		保険	1.95
		ソフトウェア・サービス	12.29
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.98
		電気通信サービス	0.57
公益事業	2.81		
半導体・半導体製造装置	4.47		
投資信託受益証券		2.45	
投資証券		2.69	
合計		99.03	

. 明治安田欧州株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	株式	SHELL PLC	エネルギー	25,297	3,301.32	83,513,689	3,990.35	100,943,912	4.69
2	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・ タバコ	5,826	17,615.87	102,630,076	16,207.24	94,423,404	4.39
3	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテ クノロジー・ ライフサイエンス	1,908	52,138.17	99,479,632	45,048.44	85,952,438	4.00
4	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテ クノロジー・ ライフサイエンス	4,497	16,017.92	72,032,599	18,385.03	82,677,516	3.84

5	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,507	11,860.96	65,318,324	12,134.31	66,823,650	3.11
6	イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	10,514	6,166.44	64,833,982	6,263.54	65,854,927	3.06
7	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,186	13,696.09	71,027,955	12,662.32	65,666,793	3.05
8	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,851	12,417.29	47,819,004	16,990.86	65,431,836	3.04
9	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	11,359	5,340.96	60,668,077	5,468.13	62,112,554	2.89
10	オランダ	株式	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	メディア・娯楽	19,408	3,019.48	58,602,211	3,194.65	62,001,864	2.88
11	イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	230,682	332.46	76,692,538	267.63	61,737,493	2.87
12	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	807	63,663.61	51,376,539	65,842.84	53,135,172	2.47
13	オランダ	株式	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	食品・生活必需品 小売り	12,643	4,005.88	50,646,366	4,011.62	50,718,977	2.36
14	フランス	株式	VINCI SA	資本財	3,580	13,598.46	48,682,493	13,868.39	49,648,844	2.31
15	イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	34,686	1,228.43	42,609,659	1,347.12	46,726,478	2.17
16	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	耐久消費財・アパレル	456	99,610.06	45,422,188	100,793.16	45,961,681	2.14
17	イギリス	株式	BHP GROUP LTD-DI	素材	10,181	3,642.09	37,080,213	4,203.12	42,792,020	1.99
18	イギリス	株式	HISCOX LTD	保険	25,411	1,602.45	40,720,040	1,678.92	42,663,112	1.98
19	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	2,772	17,345.90	48,082,835	14,800.22	41,026,228	1.91
20	フランス	株式	AIR LIQUIDE SA	素材	1,962	20,631.01	40,478,042	19,923.16	39,089,241	1.82
21	フランス	株式	SCOR SE	保険	14,138	2,142.51	30,290,944	2,641.15	37,340,637	1.74
22	スウェーデン	株式	SWEDBANK AB - A SHARES	銀行	16,323	2,232.22	36,436,579	2,200.29	35,915,382	1.67
23	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	6,365	5,836.33	37,148,274	5,569.53	35,450,097	1.65
24	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	42,966	718.11	30,854,470	817.93	35,143,383	1.63
25	ドイツ	株式	VOLKSWAGEN AG-PFD	自動車・自動車部品	1,741	27,347.68	47,612,315	19,791.06	34,456,248	1.60
26	イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	21,465	2,127.74	45,672,025	1,603.78	34,425,289	1.60
27	ドイツ	株式	RWE AG	公益事業	5,472	5,141.59	28,134,834	5,993.02	32,793,856	1.52

28	イギリス	株式	RELX PLC	商業・ 専門サービス	8,331	3,750.14	31,242,490	3,806.66	31,713,343	1.47
29	アイルランド	株式	AIB GROUP PLC	銀行	69,329	364.69	25,283,815	441.07	30,579,479	1.42
30	フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・ パーソナル用品	597	53,805.16	32,121,686	49,894.05	29,786,748	1.39

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	6.33
		素材	11.33
		資本財	7.42
		商業・専門サービス	4.83
		運輸	0.87
		自動車・自動車部品	1.60
		耐久消費財・アパレル	2.14
		メディア・娯楽	2.88
		食品・生活必需品小売り	2.36
		食品・飲料・タバコ	9.10
		家庭用品・パーソナル用品	1.39
		ヘルスケア機器・サービス	1.34
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19.28
		銀行	8.11
		各種金融	0.93
保険	8.88		
ソフトウェア・サービス	2.83		
公益事業	4.23		
合計			95.84

. 明治安田日本債券マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	第55回利付国 債30年	1,624,000,000	93.83	1,523,799,200	89.03	1,445,960,880	0.8	2047/6/20	4.26
2	日本	国債 証券	第368回利付 国債10年	1,407,000,000	99.57	1,401,007,560	99.52	1,400,260,470	0.2	2032/9/20	4.12
3	日本	国債 証券	第181回利付 国債20年	1,145,000,000	98.26	1,125,126,360	96.47	1,104,592,950	0.9	2042/6/20	3.25
4	日本	国債 証券	第176回利付 国債20年	1,182,000,000	99.73	1,178,808,600	90.72	1,072,334,040	0.5	2041/3/20	3.16
5	日本	国債 証券	第175回利付 国債20年	1,151,000,000	99.91	1,149,998,630	91.03	1,047,766,810	0.5	2040/12/20	3.09
6	日本	社債 券	第1回武田薬品 工業無担保社債 (劣後特約付)	1,000,000,000	102.89	1,028,908,300	101.54	1,015,494,000	1.72	2079/6/6	2.99
7	日本	国債 証券	第76回利付国 債30年	1,011,000,000	98.69	997,790,430	97.73	988,141,290	1.4	2052/9/20	2.91
8	日本	国債 証券	第153回利付 国債20年	900,000,000	110.43	993,879,000	108.35	975,231,000	1.3	2035/6/20	2.87
9	日本	国債 証券	第442回利付 国債2年	960,000,000	100.06	960,657,870	100.08	960,825,600	0.005	2024/11/1	2.83
10	日本	国債 証券	第358回利付 国債10年	912,000,000	99.06	903,513,650	99.06	903,481,920	0.1	2030/3/20	2.66
11	日本	国債 証券	第174回利付 国債20年	938,000,000	98.29	921,978,960	89.71	841,498,560	0.4	2040/9/20	2.48
12	日本	国債 証券	第64回利付国 債30年	1,047,000,000	81.97	858,320,130	77.34	809,791,680	0.4	2049/9/20	2.39
13	日本	国債 証券	第171回利付 国債20年	907,000,000	92.98	843,388,770	89.15	808,617,710	0.3	2039/12/20	2.38
14	日本	社債 券	第3回野村ホー ルディングス無 担保永久社債 (劣後特約付)	800,000,000	101.09	808,773,600	99.30	794,420,000	1.3	9999/99/99	2.34
15	日本	社債 券	第2回かんぽ生 命無担保社債 (劣後特約付)	800,000,000	100.99	807,946,000	94.49	755,983,200	1.05	2051/1/28	2.23
16	日本	国債 証券	第182回利付 国債20年	759,000,000	100.19	760,496,980	99.59	755,926,050	1.1	2042/9/20	2.23
17	日本	国債 証券	第75回利付国 債30年	761,000,000	98.62	750,528,670	95.70	728,345,490	1.3	2052/6/20	2.15
18	日本	国債 証券	第177回利付 国債20年	806,000,000	97.71	787,550,660	88.73	715,212,160	0.4	2041/6/20	2.11

19	日本	社債券	第3回パナソニック無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	99.32	794,598,200	89.08	712,710,400	1	2081/10/14	2.10
20	フランス	社債券	第24回ルノー円貨社債	700,000,000	100.67	704,746,000	99.23	694,610,000	1.54	2024/7/5	2.05
21	日本	社債券	第26回SBIホールディングス無担保社債	700,000,000	99.63	697,424,000	98.84	691,901,000	0.8	2026/7/24	2.04
22	日本	社債券	第2回ヒューリック無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	101.78	610,728,000	101.02	606,127,200	1.28	2055/7/2	1.79
23	日本	社債券	第5回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	100.45	602,747,400	96.12	576,727,200	2.75	2056/6/21	1.70
24	日本	社債券	第2回パナソニック無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	100.34	602,079,200	93.98	563,937,000	0.885	2081/10/14	1.66
25	日本	社債券	第4回DMG森精機無担保永久社債（劣後特約付）	500,000,000	99.63	498,195,000	95.80	479,017,500	0.9	9999/99/99	1.41
26	フランス	社債券	第9回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付）	500,000,000	99.75	498,789,500	94.72	473,631,000	1.1	2031/12/16	1.40
27	日本	国債証券	第48回利付国債30年	405,000,000	117.67	476,579,700	102.93	416,886,750	1.4	2045/9/20	1.23
28	日本	国債証券	第68回利付国債30年	507,000,000	97.38	493,716,600	80.52	408,256,680	0.6	2050/9/20	1.20
29	日本	社債券	第1回商船三井無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	102.13	408,540,400	100.69	402,789,200	1.6	2056/4/27	1.19
30	日本	国債証券	第179回利付国債20年	445,000,000	96.11	427,689,500	89.91	400,108,400	0.5	2041/12/20	1.18

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	58.00
社債券	39.37
合計	97.37

.明治安田外国債券マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 1.625%	618,000	13,395.87	82,786,523	12,803.16	79,123,546	1.625	2026/2/15	6.78
2	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 2.75%	595,000	13,266.18	78,933,774	13,169.86	78,360,707	2.75	2027/4/30	6.71
3	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 0.5%	520,000	12,001.67	62,408,720	11,754.04	61,121,027	0.5	2027/10/31	5.24
4	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 2.625%	450,000	13,496.93	60,736,217	12,888.87	57,999,923	2.625	2029/2/15	4.97
5	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 3.125%	389,000	13,622.64	52,992,082	13,541.21	52,675,321	3.125	2025/8/15	4.51
6	ベル ギー	国債証 券	BELGIAN 0291 5.5%	185,000	18,340.70	33,930,307	16,777.32	31,038,048	5.5	2028/3/28	2.66
7	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 0.625%	275,000	11,933.32	32,816,635	11,004.36	30,261,995	0.625	2030/8/15	2.59
8	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 0.75%	250,000	12,191.72	30,479,300	11,815.88	29,539,708	0.75	2028/1/31	2.53
9	イギ リス	国債証 券	UK TSY GILT 1.75%	235,000	17,083.45	40,146,124	11,907.05	27,981,579	1.75	2049/1/22	2.40
10	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 2.375%	270,000	13,675.97	36,925,131	10,257.93	27,696,427	2.375	2051/5/15	2.37
11	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 2.875%	240,000	14,567.89	34,962,947	11,538.14	27,691,545	2.875	2043/5/15	2.37
12	中国	国債証 券	CHINA GOVT BOND 3.02%	1,360,000	1,972.12	26,820,936	1,986.67	27,018,792	3.02	2031/5/27	2.31
13	イギ リス	社債券	BARCLAYS PLC 3.932%	200,000	13,211.81	26,423,628	13,364.84	26,729,697	3.932	2025/5/7	2.29
14	イタ リア	国債証 券	BTPS 0.35%	190,000	14,116.75	26,821,838	13,654.45	25,943,470	0.35	2025/2/1	2.22
15	スペ イン	国債証 券	SPANISH GOV'T 2.15%	170,000	15,400.39	26,180,664	14,293.38	24,298,761	2.15	2025/10/31	2.08
16	ドイ ツ	社債券	DEUTSCHE BANK NY 3.961%	180,000	12,786.73	23,016,119	13,089.88	23,561,795	3.961	2025/11/26	2.02
17	フラ ンス	国債証 券	FRANCE O.A.T. 0%	190,000	13,888.49	26,388,138	12,034.87	22,866,264	0	2030/11/25	1.96
18	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 2.5%	195,000	14,127.85	27,549,313	10,630.06	20,728,625	2.5	2045/2/15	1.78
19	アメ リカ	国債証 券	US TREASURY N/B 1.375%	180,000	11,118.82	20,013,879	11,391.67	20,505,023	1.375	2031/11/15	1.76
20	ドイ ツ	国債証 券	DEUTSCHLAND REP 0%	182,000	11,147.42	20,288,316	11,247.91	20,471,203	0	2035/5/15	1.75

21	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.5%	105,000	17,213.08	18,073,743	17,165.42	18,023,691	6.5	2027/7/4	1.54
22	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0%	136,000	12,036.71	16,369,931	11,454.81	15,578,545	0	2032/5/25	1.33
23	ドイツ	社債券	DEUTSCHE BANK AG 4%	100,000	15,407.85	15,407,858	15,539.18	15,539,180	4	2026/6/24	1.33
24	イタリア	国債証券	BTPS 0.45%	123,000	12,397.41	15,248,821	12,026.26	14,792,301	0.45	2029/2/15	1.27
25	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 0.8%	110,000	13,514.04	14,865,456	13,233.76	14,557,146	0.8	2027/7/30	1.25
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	145,000	11,487.25	16,656,522	9,948.73	14,425,663	1.875	2041/2/15	1.24
27	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	720,000	1,929.18	13,890,164	1,925.99	13,867,168	2.37	2027/1/20	1.19
28	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0347 0.9%	97,000	13,520.49	13,114,883	13,164.13	12,769,208	0.9	2029/6/22	1.09
29	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.8%	85,000	15,767.95	13,402,762	14,789.60	12,571,161	4.8	2024/1/31	1.08
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	90,000	17,100.53	15,390,483	13,244.72	11,920,254	3.75	2043/11/15	1.02

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	89.15
社債券	8.70
合計	97.85

投資不動産物件

. 明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

該当事項はありません。

. 明治安田欧州株式マザーファンド

該当事項はありません。

. 明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

. 明治安田外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

. 明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

該当事項はありません。

. 明治安田欧州株式マザーファンド

該当事項はありません。

. 明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

. 明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	41,200.00	5,713,286	5,706,830	0.48
	ノルウェークローネ	買建	412,800.00	5,812,797	5,727,476	0.49
	イギリスポンド	売建	69,600.00	11,535,851	11,547,565	0.98

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

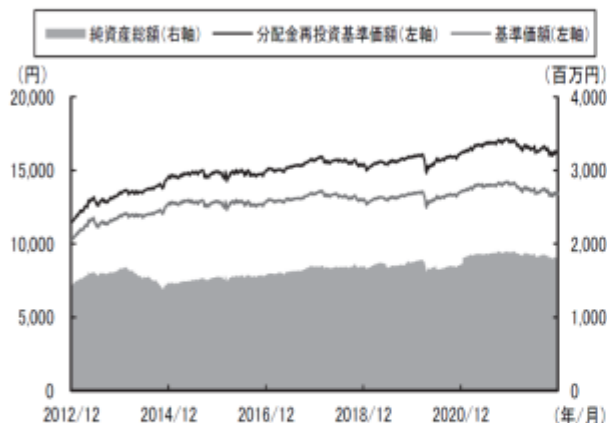
参考情報

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

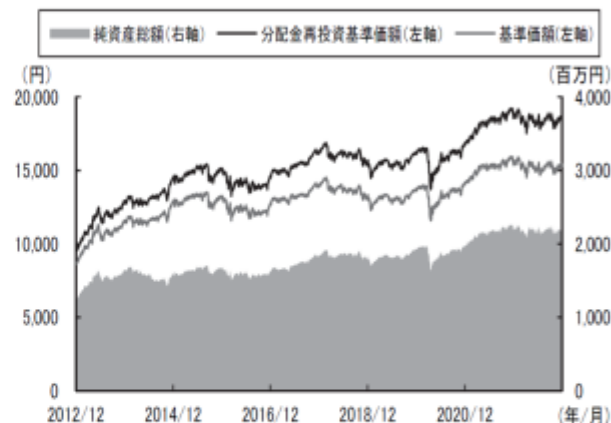
2022年11月30日現在

基準価額・純資産の推移

◆明治安田ライフプランファンド 20



◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

	プラン 20	プラン 50	プラン 70
基準価額	13,374 円	15,292 円	15,875 円
純資産総額	1,794 百万円	2,183 百万円	1,471 百万円

分配の推移

分配金の推移			
	プラン 20	プラン 50	プラン 70
2022年5月	30 円	50 円	50 円
2021年5月	140 円	200 円	210 円
2020年5月	70 円	80 円	80 円
2019年5月	50 円	60 円	60 円
2018年5月	130 円	180 円	200 円
設定来累計	2,170 円	2,200 円	1,910 円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入れ比率

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

◆明治安田ライフプランファンド 20

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本債券マザーファンド	61.84
明治安田日本株式マザーファンド	15.17
明治安田外国債券マザーファンド	14.97
明治安田欧州株式マザーファンド	2.54
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.49
その他の資産（負債控除後）	3.00
合計（純資産総額）	100.00

◆明治安田ライフプランファンド 50

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本債券マザーファンド	31.77
明治安田日本株式マザーファンド	30.25
明治安田外国債券マザーファンド	14.88
明治安田欧州株式マザーファンド	10.18
明治安田アメリカ株式マザーファンド	9.92
その他の資産（負債控除後）	3.00
合計（純資産総額）	100.00

◆明治安田ライフプランファンド 70

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	40.01
明治安田日本債券マザーファンド	16.97
明治安田欧州株式マザーファンド	15.09
明治安田アメリカ株式マザーファンド	14.94
明治安田外国債券マザーファンド	9.99
その他の資産（負債控除後）	3.00
合計（純資産総額）	100.00

組入資産上位 10 銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.52
2	ソニーグループ	電気機器	2.96
3	MTG	その他製品	2.54
4	日本電信電話	情報・通信業	2.50
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.42
6	三菱商事	卸売業	2.06
7	キーエンス	電気機器	1.65
8	東海旅客鉄道	陸運業	1.60
9	ワールド	繊維製品	1.59
10	恵和	化学	1.47

【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.47
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.24
3	SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	—	2.45
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	2.35
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.73
6	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.62
7	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.60
8	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	1.55
9	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.48
10	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	1.42

【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	SHELL PLC	イギリス	エネルギー	4.69
2	NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	4.39
3	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.00
4	ASTRAZENECA PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.84
5	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.11
6	DIAGEO PLC	イギリス	食品・飲料・タバコ	3.06
7	SANOFI	フランス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.05
8	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.04
9	ANGLO AMERICAN PLC	イギリス	素材	2.89
10	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	オランダ	メディア・娯楽	2.88

【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	比率 (%)
1	第 55 回利付国債 30 年	0.8	2047 年 6 月 20 日	国債証券	4.26
2	第 368 回利付国債 10 年	0.2	2032 年 9 月 20 日	国債証券	4.12
3	第 181 回利付国債 20 年	0.9	2042 年 6 月 20 日	国債証券	3.25
4	第 176 回利付国債 20 年	0.5	2041 年 3 月 20 日	国債証券	3.16
5	第 175 回利付国債 20 年	0.5	2040 年 12 月 20 日	国債証券	3.09
6	第 1 回武田薬品工業無担保社債 (劣後特約付) *	1.72	2024 年 10 月 6 日	社債	2.99
7	第 76 回利付国債 30 年	1.4	2052 年 9 月 20 日	国債証券	2.91
8	第 153 回利付国債 20 年	1.3	2035 年 6 月 20 日	国債証券	2.87
9	第 442 回利付国債 2 年	0.005	2024 年 11 月 1 日	国債証券	2.83
10	第 358 回利付国債 10 年	0.1	2030 年 3 月 20 日	国債証券	2.66

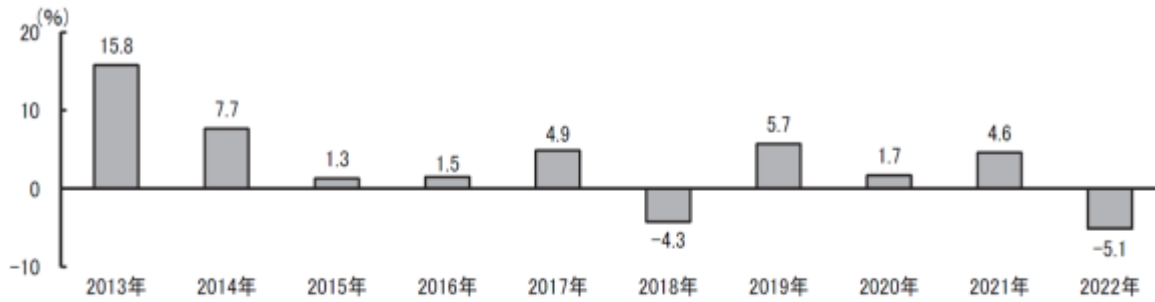
* 繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

【明治安田外国債券マザーファンド】

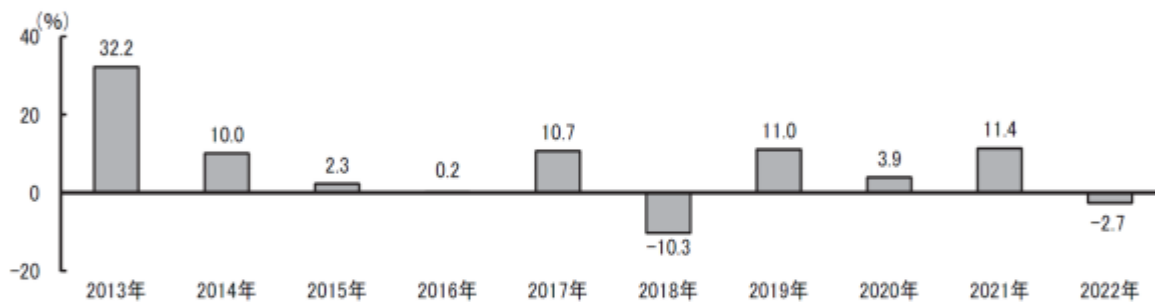
	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	比率 (%)
1	US TREASURY N/B 1.625%	1.625	2026 年 2 月 15 日	アメリカ	国債証券	6.78
2	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2027 年 4 月 30 日	アメリカ	国債証券	6.71
3	US TREASURY N/B 0.5%	0.5	2027 年 10 月 31 日	アメリカ	国債証券	5.24
4	US TREASURY N/B 2.625%	2.625	2029 年 2 月 15 日	アメリカ	国債証券	4.97
5	US TREASURY N/B 3.125%	3.125	2025 年 8 月 15 日	アメリカ	国債証券	4.51
6	BELGIAN 0291 5.5%	5.5	2028 年 3 月 28 日	ベルギー	国債証券	2.66
7	US TREASURY N/B 0.625%	0.625	2030 年 8 月 15 日	アメリカ	国債証券	2.59
8	US TREASURY N/B 0.75%	0.75	2028 年 1 月 31 日	アメリカ	国債証券	2.53
9	UK TSY GILT 1.75%	1.75	2049 年 1 月 22 日	イギリス	国債証券	2.40
10	US TREASURY N/B 2.375%	2.375	2051 年 5 月 15 日	アメリカ	国債証券	2.37

年間収益率の推移（暦年ベース）

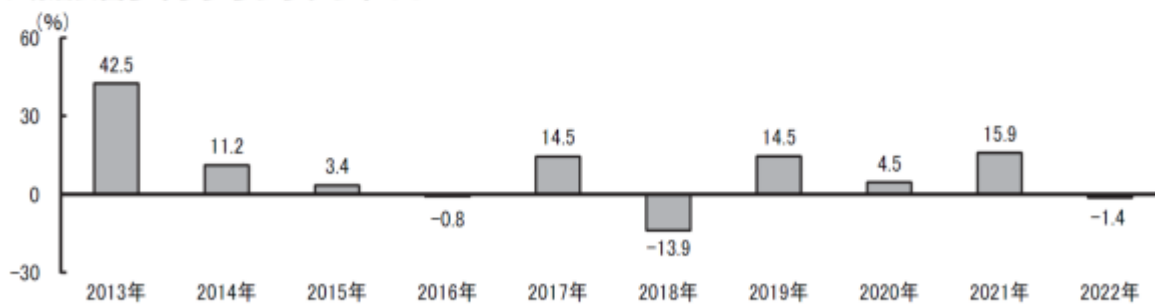
◆明治安田ライフプランファンド 20



◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2022年は11月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

(2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

(3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

(4) 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問合わせください。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができません。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

（1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（2）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

（3）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

（4）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（5）信託財産留保額

ありません。

（6）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

（7）解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年5月21日から翌年5月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了

１．信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

２．信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

３．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

４．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

５．受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

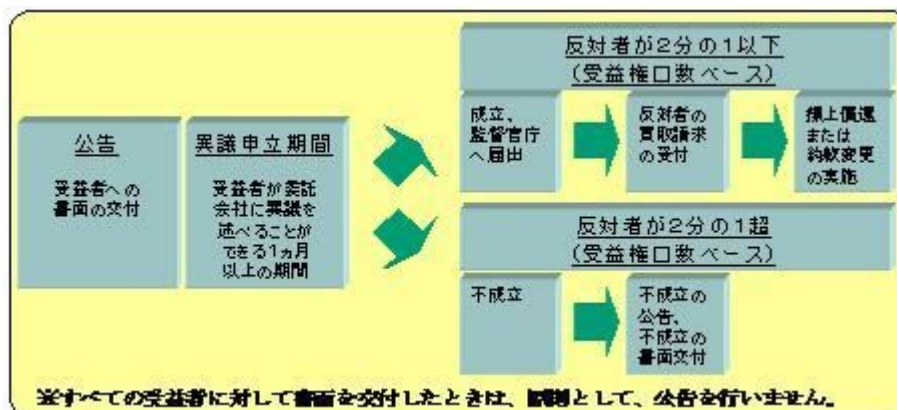
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. 第2および第3段落記載の手続きにしたがいます。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田欧州株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

運用にかかる報告

委託会社は、決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

(4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとしします。

第3【ファンドの経理状況】

（1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2021年5月21日から2022年5月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【明治安田ライフプランファンド20】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2021年 5月20日現在	第22期 2022年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	86,535,818	68,137,305
親投資信託受益証券	1,770,507,524	1,787,750,685
流動資産合計	1,857,043,342	1,855,887,990
資産合計	1,857,043,342	1,855,887,990
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,482,468	4,063,175
未払解約金	4,584,136	101,118
未払受託者報酬	497,337	503,513
未払委託者報酬	8,156,299	8,257,591
その他未払費用	43,434	43,872
流動負債合計	31,763,674	12,969,269
負債合計	31,763,674	12,969,269
純資産の部		
元本等		
元本	1,320,176,326	1,354,391,965
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	505,103,342	488,526,756
（分配準備積立金）	196,127,389	181,893,781
元本等合計	1,825,279,668	1,842,918,721
純資産合計	1,825,279,668	1,842,918,721
負債純資産合計	1,857,043,342	1,855,887,990

（ 2 ） 【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	143,439,035	7,606,839
営業収益合計	143,439,035	7,606,839
営業費用		
受託者報酬	962,488	1,028,735
委託者報酬	15,784,643	16,871,307
その他費用	139,610	149,319
営業費用合計	16,886,741	18,049,361
営業利益又は営業損失（ ）	126,552,294	25,656,200
経常利益又は経常損失（ ）	126,552,294	25,656,200
当期純利益又は当期純損失（ ）	126,552,294	25,656,200
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,161,913	1,428,397
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	386,285,308	505,103,342
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,072,678	55,754,116
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,072,678	55,754,116
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,162,557	41,182,930
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,162,557	41,182,930
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	18,482,468	4,063,175
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	505,103,342	488,526,756

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2021年 5月21日から2022年 5月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 2021年 5月20日現在		第22期 2022年 5月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,320,176,326口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,354,391,965口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3826円 (13,826円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3607円 (13,607円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日		第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式 マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%		1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式 マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	19,135,847円	A 費用控除後の配当等収益額	4,958,153円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	67,956,626円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	365,065,553円	C 収益調整金額	394,958,122円
D 分配準備積立金額	127,517,384円	D 分配準備積立金額	180,998,803円
E 当ファンドの分配対象収益額	579,675,410円	E 当ファンドの分配対象収益額	580,915,078円
F 当ファンドの期末残存口数	1,320,176,326口	F 当ファンドの期末残存口数	1,354,391,965口
G 10,000口当たり収益分配対象額	4,390円	G 10,000口当たり収益分配対象額	4,289円
H 10,000口当たり分配金額	140円	H 10,000口当たり分配金額	30円
I 収益分配金金額	18,482,468円	I 収益分配金金額	4,063,175円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第21期 2021年 5月20日現在	第22期 2022年 5月20日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	123,354,157	11,907,830
合計	123,354,157	11,907,830

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
期首元本額	1,292,280,172円	1,320,176,326円

期中追加設定元本額	204,106,099円	141,672,822円
期中一部解約元本額	176,209,945円	107,457,183円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	163,651,978	278,142,901	
	明治安田日本債券マザーファンド	738,599,032	1,145,714,818	
	明治安田欧州株式マザーファンド	17,593,066	44,867,596	
	明治安田外国債券マザーファンド	88,403,271	275,252,424	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	9,887,499	43,772,946	
	合計	1,018,134,846	1,787,750,685	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【明治安田ライフプランファンド50】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2021年 5月20日現在	第22期 2022年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	106,123,508	85,071,230
親投資信託受益証券	2,026,385,500	2,075,888,398
未収入金	1,280,000	-
流動資産合計	2,133,789,008	2,160,959,628
資産合計	2,133,789,008	2,160,959,628
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	27,851,282	7,155,085
未払解約金	3,696,083	128,623
未払受託者報酬	792,370	824,355
未払委託者報酬	12,225,069	12,718,590
その他未払費用	72,269	75,062
流動負債合計	44,637,073	20,901,715
負債合計	44,637,073	20,901,715
純資産の部		
元本等		
元本	1,392,564,118	1,431,017,050
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	696,587,817	709,040,863
（分配準備積立金）	449,104,175	412,297,899
元本等合計	2,089,151,935	2,140,057,913
純資産合計	2,089,151,935	2,140,057,913
負債純資産合計	2,133,789,008	2,160,959,628

（ 2 ） 【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	357,026,575	27,492,898
営業収益合計	357,026,575	27,492,898
営業費用		
受託者報酬	1,524,753	1,684,503
委託者報酬	23,524,593	25,989,433
その他費用	203,121	224,552
営業費用合計	25,252,467	27,898,488
営業利益又は営業損失（ ）	331,774,108	405,590
経常利益又は経常損失（ ）	331,774,108	405,590
当期純利益又は当期純損失（ ）	331,774,108	405,590
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	24,183,165	4,557,395
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	402,535,911	696,587,817
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,146,422	85,778,612
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,146,422	85,778,612
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,834,177	61,207,496
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,834,177	61,207,496
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	27,851,282	7,155,085
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	696,587,817	709,040,863

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2021年 5月21日から2022年 5月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第21期 2021年 5月20日現在		第22期 2022年 5月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,392,564,118口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,431,017,050口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5002円 (15,002円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4955円 (14,955円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日		第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式 マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5%		1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式 マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5%	
100億円超の部分 年率0.45%		100億円超の部分 年率0.45%	
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	27,970,656円	A 費用控除後の配当等収益額	7,303,074円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	170,656,566円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	565,470,918円	C 収益調整金額	630,827,821円
D 分配準備積立金額	278,328,235円	D 分配準備積立金額	412,149,910円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,042,426,375円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,050,280,805円
F 当ファンドの期末残存口数	1,392,564,118口	F 当ファンドの期末残存口数	1,431,017,050口
G 10,000口当たり収益分配対象額	7,485円	G 10,000口当たり収益分配対象額	7,339円
H 10,000口当たり分配金額	200円	H 10,000口当たり分配金額	50円
I 収益分配金金額	27,851,282円	I 収益分配金金額	7,155,085円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第21期 2021年 5月20日現在	第22期 2022年 5月20日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	312,332,931	18,801,325
合計	312,332,931	18,801,325

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
期首元本額	1,414,873,955円	1,392,564,118円

期中追加設定元本額	177,311,564円	160,355,240円
期中一部解約元本額	199,621,401円	121,902,308円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	381,435,825	648,288,328	
	明治安田日本債券マザーファンド	444,378,793	689,320,383	
	明治安田欧州株式マザーファンド	82,914,841	211,457,719	
	明治安田外国債券マザーファンド	102,973,170	320,617,262	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	46,577,829	206,204,706	
	合計	1,058,280,458	2,075,888,398	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【明治安田ライフプランファンド70】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2021年 5月20日現在	第22期 2022年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	68,927,573	56,544,140
親投資信託受益証券	1,284,449,115	1,368,825,837
未収入金	4,320,000	680,000
流動資産合計	1,357,696,688	1,426,049,977
資産合計	1,357,696,688	1,426,049,977
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,417,846	4,649,287
未払解約金	5,817,049	167,452
未払受託者報酬	566,408	621,845
未払委託者報酬	8,566,813	9,405,350
その他未払費用	73,628	80,665
流動負債合計	33,441,744	14,924,599
負債合計	33,441,744	14,924,599
純資産の部		
元本等		
元本	877,040,292	929,857,597
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	447,214,652	481,267,781
（分配準備積立金）	296,054,869	264,132,569
元本等合計	1,324,254,944	1,411,125,378
純資産合計	1,324,254,944	1,411,125,378
負債純資産合計	1,357,696,688	1,426,049,977

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	292,204,678	30,086,722
営業収益合計	292,204,678	30,086,722
営業費用		
受託者報酬	1,065,740	1,255,638
委託者報酬	16,119,167	18,991,433
その他費用	178,174	209,998
営業費用合計	17,363,081	20,457,069
営業利益又は営業損失（ ）	274,841,597	9,629,653
経常利益又は経常損失（ ）	274,841,597	9,629,653
当期純利益又は当期純損失（ ）	274,841,597	9,629,653
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	23,547,144	5,382,066
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	191,283,997	447,214,652
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,876,891	89,264,503
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,876,891	89,264,503
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,822,843	54,809,674
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,822,843	54,809,674
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	18,417,846	4,649,287
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	447,214,652	481,267,781

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2021年 5月21日から2022年 5月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 2021年 5月20日現在		第22期 2022年 5月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	877,040,292口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	929,857,597口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5099円 (15,099円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5176円 (15,176円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日		第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式 マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%		1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式 マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	19,205,488円	A 費用控除後の配当等収益額	5,518,046円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	139,416,917円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	508,946,652円	C 収益調整金額	590,597,266円
D 分配準備積立金額	155,850,310円	D 分配準備積立金額	263,263,810円
E 当ファンドの分配対象収益額	823,419,367円	E 当ファンドの分配対象収益額	859,379,122円
F 当ファンドの期末残存口数	877,040,292口	F 当ファンドの期末残存口数	929,857,597口
G 10,000口当たり収益分配対象額	9,388円	G 10,000口当たり収益分配対象額	9,242円
H 10,000口当たり分配金額	210円	H 10,000口当たり分配金額	50円
I 収益分配金金額	18,417,846円	I 収益分配金金額	4,649,287円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第21期 2021年 5月20日現在	第22期 2022年 5月20日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	261,617,772	22,597,143
合計	261,617,772	22,597,143

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第21期 自 2020年 5月21日 至 2021年 5月20日	第22期 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日
期首元本額	878,676,073円	877,040,292円

期中追加設定元本額	147,519,578円	159,494,605円
期中一部解約元本額	149,155,359円	106,677,300円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	336,827,004	572,471,175	
	明治安田日本債券マザーファンド	156,229,266	242,342,837	
	明治安田欧州株式マザーファンド	81,728,119	208,431,221	
	明治安田外国債券マザーファンド	45,470,937	141,578,309	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	46,080,345	204,002,295	
	合計	666,335,671	1,368,825,837	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2022年 5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	35,950,432
株式	3,861,685,220
未収入金	242,209,294
未収配当金	49,384,143
流動資産合計	4,189,229,089
資産合計	4,189,229,089
負債の部	
流動負債	
未払金	244,254,901
未払解約金	360,000
その他未払費用	2,257
流動負債合計	244,617,158
負債合計	244,617,158
純資産の部	
元本等	
元本	2,320,866,136
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,623,745,795
元本等合計	3,944,611,931
純資産合計	3,944,611,931
負債純資産合計	4,189,229,089

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2022年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2021年 5月21日
期首元本額	2,280,898,365円
期末元本額	2,320,866,136円
期中追加設定元本額	246,475,677円
期中一部解約元本額	206,507,906円
元本の内訳	
明治安田日本株式ファンド	568,320,854円
明治安田ライフプランファンド20	163,651,978円
明治安田ライフプランファンド50	381,435,825円
明治安田ライフプランファンド70	336,827,004円
楽天資産形成ファンド	843,343,124円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	6,615,355円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	7,255,423円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	13,416,573円
2. 1口当たり純資産額	1.6996円
(10,000口当たり純資産額)	(16,996円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
I N P E X	25,900	1,526.00	39,523,400	
鹿島建設	11,600	1,368.00	15,868,800	
東亜道路工業	1,200	5,080.00	6,096,000	
五洋建設	48,900	636.00	31,100,400	
江崎グリコ	13,200	3,725.00	49,170,000	
ヤクルト本社	4,500	6,980.00	31,410,000	
アサヒグループホールディングス	6,300	4,245.00	26,743,500	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	10,300	1,459.00	15,027,700	
ワールド	44,200	1,481.00	65,460,200	
クラレ	20,300	1,090.00	22,127,000	
住友化学	49,300	526.00	25,931,800	
トクヤマ	14,500	1,707.00	24,751,500	
三菱瓦斯化学	16,400	2,030.00	33,292,000	
J S R	8,200	3,665.00	30,053,000	
花王	4,700	4,971.00	23,363,700	
マンダム	16,000	1,375.00	22,000,000	
武田薬品工業	7,400	3,729.00	27,594,600	
住友ファーマ	27,500	1,084.00	29,810,000	
中外製薬	7,300	3,536.00	25,812,800	
エーザイ	1,300	5,457.00	7,094,100	
参天製薬	6,900	1,007.00	6,948,300	
大塚ホールディングス	9,200	4,441.00	40,857,200	
ヘリオス	51,800	795.00	41,181,000	
横浜ゴム	7,100	1,632.00	11,587,200	
藤倉コンポジット	30,900	817.00	25,245,300	
日東紡績	5,100	2,290.00	11,679,000	
東海カーボン	15,300	1,018.00	15,575,400	
ニチアス	8,300	2,169.00	18,002,700	
日本製鉄	18,500	2,155.50	39,876,750	
愛知製鋼	7,800	1,956.00	15,256,800	

リョービ	26,200	1,095.00	28,689,000
日本発條	33,200	910.00	30,212,000
日本製鋼所	7,300	3,295.00	24,053,500
オークマ	4,600	5,140.00	23,644,000
アマダ	23,200	1,013.00	23,501,600
ディスコ	500	33,350.00	16,675,000
ダイキン工業	3,200	19,725.00	63,120,000
タダノ	16,500	936.00	15,444,000
セガサミーホールディングス	1,100	2,395.00	2,634,500
ツバキ・ナカシマ	20,500	893.00	18,306,500
N T N	100,000	260.00	26,000,000
三菱重工業	2,900	4,916.00	14,256,400
I H I	4,900	3,615.00	17,713,500
イビデン	5,800	4,835.00	28,043,000
日立製作所	8,800	6,635.00	58,388,000
三菱電機	27,300	1,417.00	38,684,100
日本電気	10,200	5,150.00	52,530,000
ソニーグループ	12,600	11,525.00	145,215,000
T D K	9,100	4,370.00	39,767,000
日本電波工業	16,600	1,203.00	19,969,800
横河電機	9,500	2,203.00	20,928,500
アドバンテスト	4,600	8,710.00	40,066,000
日置電機	3,400	7,430.00	25,262,000
ファナック	2,000	20,520.00	41,040,000
日本シイエムケイ	28,600	472.00	13,499,200
村田製作所	7,100	8,160.00	57,936,000
日本ケミコン	18,200	1,784.00	32,468,800
S C R E E Nホールディングス	3,400	11,710.00	39,814,000
川崎重工業	14,200	2,481.00	35,230,200
トヨタ自動車	54,500	2,048.00	111,616,000
アイシン	17,200	3,925.00	67,510,000
マツダ	37,500	1,111.00	41,662,500
S U B A R U	24,500	2,107.50	51,633,750
テルモ	7,200	4,034.00	29,044,800
ニコン	50,300	1,502.00	75,550,600
シード	64,500	489.00	31,540,500
M T G	77,300	1,205.00	93,146,500
任天堂	900	59,290.00	53,361,000
九州電力	21,200	843.00	17,871,600

電源開発	18,100	2,127.00	38,498,700
東武鉄道	7,400	2,936.00	21,726,400
東日本旅客鉄道	7,100	6,656.00	47,257,600
山九	9,500	3,840.00	36,480,000
S Gホールディングス	3,600	2,287.00	8,233,200
商船三井	5,800	3,375.00	19,575,000
日本航空	16,100	2,261.00	36,402,100
出前館	39,200	483.00	18,933,600
エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	6,600	1,355.00	8,943,000
A L B E R T	4,900	5,440.00	26,656,000
プラスアルファ・コンサルティング	12,700	2,091.00	26,555,700
Zホールディングス	30,700	426.80	13,102,760
K D D I	11,700	4,526.00	52,954,200
ソフトバンク	17,500	1,489.50	26,066,250
エヌ・ティ・ティ・データ	10,700	2,010.00	21,507,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	5,500	6,210.00	34,155,000
カブコン	4,300	3,520.00	15,136,000
ソフトバンクグループ	6,200	5,232.00	32,438,400
I D O M	69,600	660.00	45,936,000
伊藤忠商事	8,600	3,635.00	31,261,000
丸紅	35,300	1,360.50	48,025,650
三菱商事	18,700	4,356.00	81,457,200
スズケン	2,400	3,475.00	8,340,000
ローソン	2,100	4,485.00	9,418,500
ゴルフダイジェスト・オンライン	4,900	1,000.00	4,900,000
T O K Y O B A S E	110,700	306.00	33,874,200
良品計画	12,800	1,276.00	16,332,800
コジマ	81,500	608.00	49,552,000
ゼビオホールディングス	12,300	850.00	10,455,000
ビジョナリーホールディングス	89,100	139.00	12,384,900
ヤマダホールディングス	36,400	457.00	16,634,800
コンコルディア・フィナンシャルグループ	73,800	435.00	32,103,000
三菱U F J フィナンシャル・グループ	92,900	725.80	67,426,820
静岡銀行	51,800	756.00	39,160,800
みずほフィナンシャルグループ	37,000	1,515.00	56,055,000
S B I ホールディングス	3,200	2,548.00	8,153,600
野村ホールディングス	26,400	486.10	12,833,040
マネックスグループ	16,200	471.00	7,630,200
かんぽ生命保険	19,500	2,118.00	41,301,000

MS & ADインシュアランスグループホールディングス	11,000	3,748.00	41,228,000	
東京センチュリー	4,900	4,090.00	20,041,000	
イー・ギャランティ	1,400	2,043.00	2,860,200	
SREホールディングス	10,800	1,902.00	20,541,600	
ティーケービー	17,700	1,745.00	30,886,500	
三菱地所	10,900	1,836.00	20,012,400	
住友不動産	6,100	3,278.00	19,995,800	
LIFULL	178,200	181.00	32,254,200	
FRONTEO	54,200	1,369.00	74,199,800	
ベネフィット・ワン	10,800	2,075.00	22,410,000	
エムスリー	3,600	3,853.00	13,870,800	
オリエンタルランド	2,200	18,345.00	40,359,000	
ラウンドワン	19,500	1,661.00	32,389,500	
日本郵政	30,000	943.70	28,311,000	
合 計	2,664,600		3,861,685,220	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2022年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	14,668,392
金銭信託	13,822,412
株式	3,355,293,070
投資信託受益証券	72,448,030
投資証券	81,728,636
未収入金	9,309
未収配当金	3,481,589
流動資産合計	3,541,451,438
資産合計	3,541,451,438
負債の部	
流動負債	
未払金	9,854,917
未払解約金	60,000
その他未払費用	1,182
流動負債合計	9,916,099
負債合計	9,916,099
純資産の部	
元本等	
元本	797,702,852
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,733,832,487
元本等合計	3,531,535,339
純資産合計	3,531,535,339
負債純資産合計	3,541,451,438

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3.費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2022年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2021年 5月21日
期首元本額	853,031,585円
期末元本額	797,702,852円
期中追加設定元本額	81,381,455円
期中一部解約元本額	136,710,188円
元本の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	280,976,332円
明治安田ライフプランファンド 2 0	9,887,499円

明治安田ライフプランファンド50	46,577,829円
明治安田ライフプランファンド70	46,080,345円
フコク株25大河	23,420,874円
フコク株50大河	58,534,360円
フコク株75大河	83,307,371円
楽天資産形成ファンド	234,679,106円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	9,601,857円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	402,326円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	856,060円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,846,862円
大河25VA 適格機関投資家専用	210,608円
大河50VA 適格機関投資家専用	434,650円
大河75VA 適格機関投資家専用	886,773円
2. 1口当たり純資産額	4.4271円
(10,000口当たり純資産額)	(44,271円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

米ドル	BAKER HUGHES CO	430	34.97	15,037.10
	CHEVRON CORP	1,020	166.86	170,197.20
	CONOCOPHILLIPS	1,070	104.61	111,932.70
	EOG RESOURCES INC	1,390	121.70	169,163.00
	EXXON MOBIL CORP	3,800	91.14	346,332.00
	KINDER MORGAN INC	950	19.02	18,069.00
	MARATHON OIL CORP	530	26.88	14,246.40
	MARATHON PETROLEUM CORP	1,460	95.76	139,809.60
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	1,260	63.96	80,589.60
	ONEOK INC	2,440	63.29	154,427.60
	SCHLUMBERGER LTD	920	40.85	37,582.00
	VALERO ENERGY CORP	830	124.26	103,135.80
	WILLIAMS COS INC	660	35.02	23,113.20
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	540	234.22	126,478.80
	AMCOR PLC	1,150	12.96	14,904.00
	DOW INC	2,070	68.76	142,333.20
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	90	129.01	11,610.90
	LINDE PLC	810	310.70	251,667.00
	NEWMONT GOLDCORP CORP	270	66.11	17,849.70
	PACKAGING CORP OF AMERICA	690	150.49	103,838.10
	SEALED AIR CORP	2,220	59.81	132,778.20
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	220	259.37	57,061.40
	3M CO	980	146.96	144,020.80
	CATERPILLAR INC	540	206.76	111,650.40
	DOVER CORP	120	129.54	15,544.80
	EATON CORP PLC	190	136.08	25,855.20
	EMERSON ELECTRIC CO	1,780	83.30	148,274.00
	FASTENAL CO	570	51.34	29,263.80
	GENERAL DYNAMICS CORP	470	217.78	102,356.60
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	550	192.65	105,957.50
	IDEX CORP	120	183.19	21,982.80
	ILLINOIS TOOL WORKS	120	200.80	24,096.00
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	200	232.74	46,548.00
	LOCKHEED MARTIN CORP	410	425.62	174,504.20
MASCO CORP	2,060	53.98	111,198.80	
NORTHROP GRUMMAN CORP	180	448.50	80,730.00	
PENTAIR PLC	200	48.35	9,670.00	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	430	90.25	38,807.50	

SMITH (A.O.)CORP	400	58.45	23,380.00
SNAP-ON INC	100	215.03	21,503.00
UNITED RENTALS INC	160	272.61	43,617.60
WW GRAINGER INC	210	466.96	98,061.60
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	990	133.77	132,432.30
ROBERT HALF INTL INC	260	88.92	23,119.20
WASTE MANAGEMENT INC	920	152.77	140,548.40
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	140	101.19	14,166.60
CSX CORP	1,810	30.94	56,001.40
EXPEDITORS INTL WASH INC	90	103.69	9,332.10
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	520	160.62	83,522.40
NORFOLK SOUTHERN CORP	230	228.03	52,446.90
OLD DOMINION FREIGHT LINE	460	238.47	109,696.20
UNION PACIFIC CORP	540	216.50	116,910.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	330	167.39	55,238.70
GENERAL MOTORS CO	530	36.12	19,143.60
TESLA INC	809	709.42	573,920.78
LENNAR CORP-A	160	72.67	11,627.20
NIKE INC -CL B	890	106.44	94,731.60
NVR INC	31	4,155.68	128,826.08
UNDER ARMOUR INC-CLASS A	4,920	9.28	45,657.60
UNDER ARMOUR INC-CLASS C	590	8.18	4,826.20
BOOKING HOLDINGS INC	67	2,103.40	140,927.80
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	81	1,272.49	103,071.69
EXPEDIA GROUP INC	110	126.57	13,922.70
MCDONALD'S CORP	810	229.00	185,490.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	240	33.65	8,076.00
STARBUCKS CORP	2,100	71.93	151,053.00
ALPHABET INC-CL A	277	2,207.68	611,527.36
ALPHABET INC-CL C	225	2,214.91	498,354.75
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	360	474.57	170,845.20
COMCAST CORP-CLASS A	2,260	42.02	94,965.20
FOX CORP - CLASS A	3,120	33.33	103,989.60
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	3,310	30.71	101,650.10
META PLATFORMS INC	1,400	191.29	267,806.00
NETFLIX INC	400	183.48	73,392.00
OMNICOM GROUP	360	74.90	26,964.00
WALT DISNEY CO/THE	1,250	103.14	128,925.00

AMAZON.COM INC	330	2,146.38	708,305.40
AUTOZONE INC	66	1,889.39	124,699.74
ETSY INC	80	79.24	6,339.20
HOME DEPOT INC	660	287.76	189,921.60
LOWE'S COS INC	630	187.86	118,351.80
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	250	601.53	150,382.50
TARGET CORP	870	153.43	133,484.10
ULTA BEAUTY INC	160	351.31	56,209.60
COSTCO WHOLESALE CORP	550	422.93	232,611.50
KROGER CO	370	48.00	17,760.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	340	40.61	13,807.40
WALMART INC	580	119.07	69,060.60
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	2,040	83.86	171,074.40
COCA-COLA CO/THE	4,840	60.00	290,400.00
CONAGRA BRANDS INC	530	31.74	16,822.20
GENERAL MILLS INC	260	66.13	17,193.80
HERSHEY CO/THE	120	205.12	24,614.40
JM SMUCKER CO/THE	90	126.36	11,372.40
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	220	61.11	13,444.20
PEPSICO INC	1,240	161.20	199,888.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,970	100.50	197,985.00
TYSON FOODS INC-CL A	1,130	84.12	95,055.60
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	490	235.38	115,336.20
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,650	141.70	375,505.00
ABBOTT LABORATORIES	1,440	112.44	161,913.60
ANTHEM INC	280	479.92	134,377.60
BECTON DICKINSON AND CO	340	251.14	85,387.60
BOSTON SCIENTIFIC CORP	850	39.49	33,566.50
CENTENE CORP	270	82.64	22,312.80
CIGNA CORP	110	256.88	28,256.80
CVS HEALTH CORPORATION	330	93.14	30,736.20
DENTSPLY SIRONA INC	2,070	37.32	77,252.40
HCA HEALTHCARE INC	670	203.13	136,097.10
HENRY SCHEIN INC	1,790	82.87	148,337.30
HUMANA INC	330	432.00	142,560.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	280	246.43	69,000.40
MEDTRONIC PLC	1,090	102.75	111,997.50
QUEST DIAGNOSTICS INC	120	140.07	16,808.40

UNITEDHEALTH GROUP INC	910	478.55	435,480.50
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	140	118.89	16,644.60
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	130	116.91	15,198.30
ABBVIE INC	680	151.72	103,169.60
AGILENT TECHNOLOGIES INC	1,050	122.40	128,520.00
AMGEN INC	580	244.77	141,966.60
BIOGEN INC	60	193.09	11,585.40
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	350	75.96	26,586.00
DANAHER CORP	230	249.31	57,341.30
ELI LILLY & CO	900	286.27	257,643.00
GILEAD SCIENCES INC	280	63.27	17,715.60
JOHNSON & JOHNSON	2,200	173.94	382,668.00
MERCK & CO. INC.	3,220	92.09	296,529.80
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	110	1,219.71	134,168.10
MODERNA INC	110	143.38	15,771.80
PERKINELMER INC	50	143.55	7,177.50
PFIZER INC	2,960	50.65	149,924.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	30	657.15	19,714.50
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	200	550.74	110,148.00
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	390	255.45	99,625.50
WATERS CORP	430	323.83	139,246.90
ZOETIS INC	510	158.63	80,901.30
BANK OF AMERICA CORP	8,490	34.45	292,480.50
CITIGROUP INC	640	49.78	31,859.20
CITIZENS FINANCIAL GROUP	330	37.70	12,441.00
FIFTH THIRD BANCORP	430	35.65	15,329.50
HUNTINGTON BANCSHARES INC	10,270	13.11	134,639.70
JPMORGAN CHASE & CO	1,940	118.31	229,521.40
KEYCORP	1,500	18.36	27,540.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	770	154.75	119,157.50
REGIONS FINANCIAL CORP	600	20.02	12,012.00
TRUIST FINANCIAL CORP	290	46.12	13,374.80
WELLS FARGO & CO	3,790	42.00	159,180.00
AMERICAN EXPRESS CO	990	154.00	152,460.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	50	253.92	12,696.00
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	350	43.32	15,162.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,230	304.15	374,104.50
BLACKROCK INC	20	593.08	11,861.60

CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	490	113.33	55,531.70
FRANKLIN RESOURCES INC	5,660	25.11	142,122.60
GOLDMAN SACHS GROUP INC	80	308.20	24,656.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	1,090	95.90	104,531.00
INVESCO LTD	530	18.02	9,550.60
MORGAN STANLEY	1,210	79.96	96,751.60
MSCI INC	130	410.02	53,302.60
S&P GLOBAL INC	29	332.07	9,630.03
SCHWAB (CHARLES) CORP	2,810	62.66	176,074.60
SYNCHRONY FINANCIAL	290	32.56	9,442.40
AFLAC INC	210	55.60	11,676.00
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	2,900	57.90	167,910.00
AON PLC	350	266.66	93,331.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	190	155.25	29,497.50
CHUBB LTD	60	203.88	12,232.80
CINCINNATI FINANCIAL CORP	90	122.67	11,040.30
EVEREST RE GROUP LTD	90	276.34	24,870.60
GLOBE LIFE INC	560	93.88	52,572.80
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	600	67.44	40,464.00
METLIFE INC	270	62.39	16,845.30
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	150	69.75	10,462.50
TRAVELERS COS INC/THE	440	169.30	74,492.00
CBRE GROUP INC	1,190	79.91	95,092.90
ACCENTURE PLC-CL A	280	273.61	76,610.80
ADOBE INC	620	394.38	244,515.60
ANSYS INC	40	248.00	9,920.00
AUTODESK INC	690	193.72	133,666.80
AUTOMATIC DATA PROCESSING	930	206.85	192,370.50
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	150	70.32	10,548.00
FISERV INC	160	94.39	15,102.40
FORTINET INC	470	275.16	129,325.20
GARTNER INC	330	248.65	82,054.50
INTL BUSINESS MACHINES CORP	120	129.66	15,559.20
INTUIT INC	40	362.33	14,493.20
MASTERCARD INC - A	900	332.22	298,998.00
MICROSOFT CORP	5,924	253.14	1,499,601.36
ORACLE CORP	270	67.04	18,100.80
PAYPAL HOLDINGS INC	980	81.28	79,654.40

PTC INC	590	109.51	64,610.90
SALESFORCE INC	430	155.60	66,908.00
SERVICENOW INC	334	426.76	142,537.84
SYNOPSYS INC	180	300.52	54,093.60
VERISIGN INC	60	163.45	9,807.00
VISA INC-CLASS A SHARES	1,390	197.37	274,344.30
AMPHENOL CORP-CL A	170	67.59	11,490.30
APPLE INC	13,047	137.35	1,792,005.45
ARISTA NETWORKS INC	880	101.10	88,968.00
CDW CORP/DE	830	161.95	134,418.50
CISCO SYSTEMS INC	1,960	41.72	81,771.20
CORNING INC	380	33.52	12,737.60
MOTOROLA SOLUTIONS INC	120	210.26	25,231.20
NETAPP INC	830	68.26	56,655.80
TE CONNECTIVITY LTD	130	122.68	15,948.40
AT&T INC	1,090	20.21	22,028.90
T-MOBILE US INC	460	125.88	57,904.80
VERIZON COMMUNICATIONS INC	990	49.10	48,609.00
AES CORP	6,140	20.67	126,913.80
AMEREN CORPORATION	1,390	92.48	128,547.20
AMERICAN ELECTRIC POWER	190	99.04	18,817.60
CMS ENERGY CORP	1,190	69.21	82,359.90
DOMINION ENERGY INC	290	82.21	23,840.90
DUKE ENERGY CORP	190	108.95	20,700.50
EDISON INTERNATIONAL	230	65.85	15,145.50
NEXTERA ENERGY INC	1,590	70.46	112,031.40
NRG ENERGY INC	2,350	46.21	108,593.50
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	220	67.67	14,887.40
SEMPRA ENERGY	110	161.89	17,807.90
SOUTHERN CO	2,110	73.33	154,726.30
WEC ENERGY GROUP INC	1,060	102.87	109,042.20
ADVANCED MICRO DEVICES	2,580	96.67	249,408.60
APPLIED MATERIALS INC	170	110.74	18,825.80
BROADCOM INC	190	546.21	103,779.90
ENPHASE ENERGY INC	900	165.54	148,986.00
INTEL CORP	1,350	42.01	56,713.50
LAM RESEARCH CORP	30	472.13	14,163.90
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	170	66.01	11,221.70

MICRON TECHNOLOGY INC	310	69.40	21,514.00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	40	416.69	16,667.60	
NVIDIA CORP	2,230	171.24	381,865.20	
NXP SEMICONDUCTORS NV	500	175.79	87,895.00	
QUALCOMM INC	1,730	130.57	225,886.10	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	100	101.25	10,125.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	470	167.62	78,781.40	
米ドル 小計	225,870		26,243,981.78 (3,355,293,070)	
合 計	225,870		3,355,293,070 (3,355,293,070)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	投資信託受益証券	SPDR S&P 500 ETF TRUST	1,455	566,664.30		
		投資信託受益証券 小計	1,455	566,664.30 (72,448,030)		
	投資証券		AVALONBAY COMMUNITIES INC	50	9,968.00	
			CROWN CASTLE INTL CORP	580	103,460.40	
			DIGITAL REALTY TRUST INC	110	14,043.70	
			HEALTHPEAK PROPERTIES INC	1,800	52,704.00	
			HOST HOTELS & RESORTS INC	7,240	140,818.00	
			KIMCO REALTY CORP	810	18,281.70	
			PROLOGIS INC	660	79,015.20	
			PUBLIC STORAGE	80	24,781.60	
			REALTY INCOME CORP	1,130	75,879.50	
			REGENCY CENTERS CORP	1,440	92,462.40	
			SIMON PROPERTY GROUP INC	110	12,104.40	
		UDR INC	340	15,735.20		
	投資証券 小計	14,350	639,254.10 (81,728,636)			
米ドル合計			15,805	1,205,918.40 (154,176,666)		

合計		154,176,666	
		(154,176,666)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 235銘柄	95.0%			95.6%
	投資信託受益 証券 1銘柄		2.1%		2.1%
	投資証券 12銘柄			2.3%	2.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

2022年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	6,906,024
金銭信託	55,728,545
株式	1,962,824,662
未収配当金	5,988,264
流動資産合計	2,031,447,495
資産合計	2,031,447,495
負債の部	
流動負債	
未払解約金	303,000
その他未払費用	2,999
流動負債合計	305,999
負債合計	305,999
純資産の部	
元本等	
元本	796,422,356
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,234,719,140
元本等合計	2,031,141,496
純資産合計	2,031,141,496
負債純資産合計	2,031,447,495

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3.費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2022年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2021年 5月21日
期首元本額	811,693,209円
期末元本額	796,422,356円
期中追加設定元本額	180,435,443円
期中一部解約元本額	195,706,296円
元本の内訳	
欧州厳選株式ファンド	121,012,046円
明治安田欧州株式ファンド	179,941,591円
明治安田ライフプランファンド20	17,593,066円
明治安田ライフプランファンド50	82,914,841円
明治安田ライフプランファンド70	81,728,119円
フコク株25大河	27,837,145円
フコク株50大河	69,906,410円
フコク株75大河	99,251,629円
楽天資産形成ファンド	101,082,159円
明治安田VA欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	7,733,402円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	726,152円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	1,539,995円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	3,318,300円
大河25VA 適格機関投資家専用	252,519円

大河50VA 適格機関投資家専用	521,280円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,063,702円
2. 1口当たり純資産額	2.5503円
(10,000口当たり純資産額)	(25,503円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	LINDE PLC	947	310.70	294,232.90	
	米ドル 小計	947		294,232.90 (37,617,676)	
ユーロ	AIR LIQUIDE SA	1,831	159.60	292,227.60	
	CRH PLC	5,992	36.97	221,524.24	
	LEGRAND SA	2,302	79.10	182,088.20	
	VINCI SA	3,674	90.76	333,452.24	
	BUREAU VERITAS SA	7,049	26.18	184,542.82	
	WOLTERS KLUWER	2,419	91.54	221,435.26	
	DEUTSCHE POST AG-REG	3,523	37.48	132,042.04	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	1,787	145.32	259,686.84	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	595	568.50	338,257.50	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	19,920	20.02	398,798.40	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	12,977	25.08	325,463.16	
	KERRY GROUP PLC-A	1,068	94.10	100,498.80	
	L'OREAL	613	308.65	189,202.45	
	BAYER AG-REG	3,573	63.40	226,528.20	
	EUROAPI SASU	177	13.20	2,336.40	
	SANOFI	5,323	100.06	532,619.38	
	AIB GROUP PLC	71,159	2.23	158,826.88	
	BNP PARIBAS	4,127	53.19	219,515.13	
	AXA SA	7,125	23.04	164,195.62	
	SAP SE	3,163	90.23	285,397.49	
WORLDLINE SA	4,134	36.99	152,916.66		
RWE AG	5,616	42.47	238,511.52		
INFINEON TECHNOLOGIES AG	4,436	27.84	123,520.42		
	ユーロ 小計	172,583		5,283,587.25 (714,288,160)	

イギリスポンド	SHELL PLC-NEW	25,965	23.28	604,595.02
	ANGLO AMERICAN PLC	10,892	34.67	377,625.64
	BHP GROUP LTD	10,450	25.99	271,595.50
	CRODA INTERNATIONAL PLC	2,465	65.50	161,457.50
	ASHTREAD GROUP PLC	2,444	37.76	92,285.44
	BAE SYSTEMS PLC	37,142	7.47	277,747.87
	BODYCOTE PLC	15,031	6.22	93,567.97
	RELX PLC	11,351	22.40	254,262.40
	INFORMA PLC	23,873	5.50	131,301.50
	DIAGEO PLC	10,089	35.70	360,177.30
	ASTRAZENECA PLC	5,512	102.50	564,980.00
	BARCLAYS PLC	205,172	1.53	314,487.64
	NATWEST GROUP PLC	58,803	2.09	122,957.07
	3I GROUP PLC	9,210	11.78	108,493.80
	ST JAMES'S PLACE PLC	8,786	11.88	104,421.61
	HISCOX LTD	26,082	9.31	242,875.58
PRUDENTIAL PLC	22,032	9.77	215,296.70	
イギリスポンド 小計		485,299		4,298,128.54 (684,691,876)
スイスフラン	NESTLE SA-REG	5,468	113.38	619,961.84
	ALCON INC	3,937	69.52	273,700.24
	LONZA GROUP AG-REG	290	533.80	154,802.00
	NOVARTIS AG-REG	5,255	85.69	450,300.95
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	1,742	316.90	552,039.80
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,044	433.90	452,991.60
スイスフラン 小計		17,736		2,503,796.43 (328,923,737)
スウェーデンクローナ	SWEDBANK AB - A SHARES	10,280	148.90	1,530,692.00
	スウェーデンクローナ 小計		10,280	1,530,692.00 (19,700,006)
ノルウェークローネ	TOMRA SYSTEMS ASA	4,758	351.70	1,673,388.60
	MOWI ASA	6,843	236.30	1,617,000.90
	DNB BANK ASA	6,962	182.65	1,271,609.30
ノルウェークローネ 小計		18,563		4,561,998.80 (60,172,764)

デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	2,078	508.80	1,057,286.40	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	3,330	423.40	1,409,922.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	3,953	730.90	2,889,247.70	
	ORSTED A/S	1,478	751.00	1,109,978.00	
デンマーククローネ 小計		10,839		6,466,434.10	(117,430,443)
合 計		716,247		1,962,824,662	(1,962,824,662)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 1銘柄	1.9%	1.9%
ユーロ	株式 23銘柄	35.2%	36.3%
イギリスポンド	株式 17銘柄	33.7%	34.9%
スイスフラン	株式 6銘柄	16.2%	16.8%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	1.0%	1.0%
ノルウェークローネ	株式 3銘柄	3.0%	3.1%
デンマーククローネ	株式 4銘柄	5.8%	6.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2022年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	469,784,180
国債証券	15,390,082,560
社債券	15,593,315,500
未収入金	1,794,376,550
未収利息	61,489,571
前払費用	8,133,722
流動資産合計	33,317,182,083
資産合計	33,317,182,083
負債の部	
流動負債	
未払金	1,793,703,250
未払解約金	1,210,000
その他未払費用	43,277
流動負債合計	1,794,956,527
負債合計	1,794,956,527
純資産の部	
元本等	
元本	20,321,724,265
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	11,200,501,291
元本等合計	31,522,225,556
純資産合計	31,522,225,556
負債純資産合計	33,317,182,083

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2022年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2021年 5月21日
期首元本額	12,025,977,132円
期末元本額	20,321,724,265円
期中追加設定元本額	8,410,124,765円
期中一部解約元本額	114,377,632円
元本の内訳	
明治安田日本債券ファンド	17,774,432,574円
明治安田ライフプランファンド20	738,599,032円
明治安田ライフプランファンド50	444,378,793円
明治安田ライフプランファンド70	156,229,266円
楽天資産形成ファンド	1,158,894,267円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	2,904,429円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	30,998,266円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	8,772,231円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	6,515,407円
2. 1口当たり純資産額	1.5512円
(10,000口当たり純資産額)	(15,512円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第436回利付国債2年	1,555,000,000	1,556,959,300	
	第13回利付国債40年	19,000,000	15,807,050	
	第14回利付国債40年	818,000,000	726,997,500	
	第366回利付国債10年	78,000,000	77,737,140	
	第32回利付国債30年	63,000,000	80,245,620	
	第46回利付国債30年	127,000,000	144,716,500	
	第48回利付国債30年	405,000,000	452,769,750	
	第60回利付国債30年	650,000,000	645,872,500	
	第63回利付国債30年	245,000,000	212,770,250	
	第66回利付国債30年	23,000,000	19,930,880	
	第67回利付国債30年	32,000,000	29,193,920	
	第68回利付国債30年	507,000,000	461,719,830	
	第69回利付国債30年	168,000,000	157,147,200	
	第70回利付国債30年	608,000,000	567,817,280	
	第74回利付国債30年	3,274,000,000	3,285,295,300	
	第160回利付国債20年	44,000,000	45,214,400	
	第171回利付国債20年	107,000,000	100,694,490	
	第172回利付国債20年	144,000,000	137,479,680	
	第173回利付国債20年	174,000,000	165,755,880	
	第174回利付国債20年	938,000,000	891,559,620	
	第175回利付国債20年	1,151,000,000	1,110,415,740	
	第176回利付国債20年	1,937,000,000	1,864,808,010	
	第177回利付国債20年	806,000,000	760,186,960	
	第178回利付国債20年	184,000,000	176,531,440	
第179回利付国債20年	1,059,000,000	1,013,801,880		
第180回利付国債20年	681,000,000	688,654,440		
国債証券 合計		15,797,000,000	15,390,082,560	

社債券	第9回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(劣後(TLAC))	500,000,000	492,393,000	
	第24回ルノー円貨社債	700,000,000	693,651,000	
	第4回ソシエテジェネラル円貨社債(劣後特約付)	200,000,000	200,060,000	
	ソシエテ・ジェネラルユーロ円債26/2/25(TLAC)	100,000,000	96,412,200	
	アフラック変動利付ユーロ円債47/10/23	100,000,000	102,331,400	
	第2回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	508,184,000	
	第1回住友化学無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	406,572,800	
	第2回住友化学無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,243,900	
	第1回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)	900,000,000	921,964,500	
	第16回武田薬品工業無担保社債	300,000,000	294,651,000	
	第19回Zホールディングス無担保社債	200,000,000	198,618,000	
	第18回楽天グループ無担保社債	400,000,000	384,524,000	
	第19回楽天グループ無担保社債	200,000,000	191,578,000	
	第20回楽天グループ無担保社債	200,000,000	187,986,000	
	第1回ENEOSホールディングス無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	199,426,000	
	第2回ENEOSホールディングス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,043,600	
	第3回ENEOSホールディングス無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	299,403,600	
	第4回DMG森精機無担保永久社債(劣後特約付)	500,000,000	493,327,500	
	第1回NTN無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	103,166,900	
	第1回パナソニック無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	299,120,400	
	第2回パナソニック無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	596,363,400	
	第3回パナソニック無担保社債(劣後特約付)	800,000,000	790,225,600	
	第2回かんぽ生命無担保社債(劣後特約付)	1,000,000,000	1,002,192,000	
	第1回日本生命第2回劣後ローン流動化劣後債	600,000,000	604,457,400	
	第1回日本生命第6回劣後ローン流動化劣後債	500,000,000	497,713,500	
	第1回日本生命第7回劣後ローン流動化劣後債	300,000,000	301,269,600	
	第26回SBIホールディングス無担保社債	700,000,000	698,348,000	
	第27回SBIホールディングス無担保社債	300,000,000	299,901,000	
	第4回オリックス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,179,600	
	第3回野村ホールディングス無担保永久社債(劣後特約付)	800,000,000	801,387,200	
	第1回商船三井無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	407,599,200	
	第16回光通信無担保社債	100,000,000	105,485,000	
	第18回光通信無担保社債	400,000,000	419,640,000	
第30回光通信無担保社債	100,000,000	99,318,000		
第31回光通信無担保社債	200,000,000	196,886,000		

第555回中部電力(一般担保付)	100,000,000	99,969,000	
第542回東北電力(一般担保付)	100,000,000	100,056,000	
第375回北海道電力(一般担保付)	100,000,000	99,969,000	
第40回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	300,000,000	309,534,000	
第42回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	200,000,000	203,314,000	
第49回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	100,155,000	
第50回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	300,000,000	300,693,000	
第7回JERA無担保社債	100,000,000	100,022,000	
第51回ソフトバンクグループ無担保社債	100,000,000	100,985,000	
第56回ソフトバンクグループ無担保社債	100,000,000	98,518,000	
第57回ソフトバンクグループ無担保社債	200,000,000	197,048,000	
第5回ソフトバンクグループ無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	591,552,600	
アフラック生命保険第1回劣後債	100,000,000	98,876,600	
社債券 合計	15,600,000,000	15,593,315,500	
合計	31,397,000,000	30,983,398,060	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2022年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,858,223
国債証券	1,135,149,920
社債券	24,882,483
派生商品評価勘定	13,668
未収入金	5,984,027
未収利息	4,428,737
前払費用	1,990,474
流動資産合計	1,176,307,532
資産合計	1,176,307,532
負債の部	
流動負債	
前受金	3,044,598
未払解約金	160,000
その他未払費用	211
流動負債合計	3,204,809
負債合計	3,204,809
純資産の部	
元本等	
元本	376,771,657
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	796,331,066
元本等合計	1,173,102,723
純資産合計	1,173,102,723
負債純資産合計	1,176,307,532

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2022年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2021年 5月21日
期首元本額	379,355,396円
期末元本額	376,771,657円
期中追加設定元本額	27,133,058円
期中一部解約元本額	29,716,797円
元本の内訳	
明治安田外国債券ファンド	40,995,170円
明治安田ライフプランファンド20	88,403,271円
明治安田ライフプランファンド50	102,973,170円
明治安田ライフプランファンド70	45,470,937円
フコク株25大河	30,220,122円
フコク株50大河	49,944,802円
明治安田VA外国債券ファンド（適格機関投資家専用）	10,470,034円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	3,714,773円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	2,023,521円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	1,916,358円
大河25VA 適格機関投資家専用	269,084円
大河50VA 適格機関投資家専用	370,415円
2. 1口当たり純資産額	3.1136円
(10,000口当たり純資産額)	(31,136円)

（注）*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.125%	144,000.00	141,716.25	
		US TREASURY N/B 0.25%	27,000.00	26,453.67	
		US TREASURY N/B 0.25%	550,000.00	524,605.47	
		US TREASURY N/B 0.375%	420,000.00	402,740.62	
		US TREASURY N/B 0.5%	170,000.00	149,746.09	
		US TREASURY N/B 0.625%	850,000.00	712,140.62	
		US TREASURY N/B 0.75%	40,000.00	35,543.75	
		US TREASURY N/B 1.625%	508,000.00	486,290.94	
		US TREASURY N/B 1.875%	140,000.00	112,875.00	
		US TREASURY N/B 2.375%	48,000.00	46,882.50	
		US TREASURY N/B 2.375%	390,000.00	335,278.12	
		US TREASURY N/B 2.5%	651,000.00	649,118.20	
		US TREASURY N/B 2.5%	195,000.00	169,299.61	
		US TREASURY N/B 2.625%	370,000.00	363,958.58	
		US TREASURY N/B 2.875%	210,000.00	196,399.21	
		US TREASURY N/B 3.75%	90,000.00	96,454.68	
US TREASURY N/B 6.25%	105,000.00	110,077.73			
米ドル合計			4,908,000.00	4,559,581.04 (582,942,435)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 0.25%	20,000.00	19,855.20	
		CANADA-GOV'T 0.25%	70,000.00	68,568.50	
		CANADA-GOV'T 1.0%	134,000.00	123,068.28	
		CANADA-GOV'T 2%	30,000.00	24,850.20	
		CANADA-GOV'T 4%	4,000.00	4,589.76	
		CANADA-GOV'T 5.75%	40,000.00	47,453.60	
カナダドル合計			298,000.00	288,385.54 (28,743,386)	

メキシコ ペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	1,470,000.00	1,367,982.00	
メキシコペソ合計			1,470,000.00	1,367,982.00	(8,775,467)
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0291 5.5%	185,000.00	233,405.25	
		BELGIAN 0338 0.5%	30,000.00	30,000.00	
		BELGIAN 0348 1.7%	58,000.00	54,694.00	
		BTPS 0.35%	190,000.00	184,699.00	
		BTPS 0.65%	40,000.00	40,018.40	
		BTPS 0.95%	20,000.00	20,125.80	
		BTPS 0%	70,000.00	68,590.90	
		BTPS 1.45%	92,000.00	75,771.20	
		BTPS 1.65%	90,000.00	82,782.00	
		BTPS 2.45%	100,000.00	86,290.00	
		BUNDESUBL-177 0%	42,000.00	42,028.14	
		BUNDESUBL-179 0%	440,000.00	437,954.00	
		DEUTSCHLAND REP 0.5%	20,000.00	20,045.40	
		DEUTSCHLAND REP 0%	70,000.00	64,442.00	
		DEUTSCHLAND REP 0%	100,000.00	87,088.00	
		DEUTSCHLAND REP 1.25%	118,000.00	124,136.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	232,000.00	287,612.72	
		FRANCE O.A.T. 0.5%	40,000.00	32,148.00	
		FRANCE O.A.T. 0.75%	105,000.00	78,477.00	
		FRANCE O.A.T. 0%	25,000.00	23,942.50	
		FRANCE O.A.T. 0%	190,000.00	170,392.00	
		FRANCE O.A.T. 1.75%	30,000.00	30,372.00	
		FRANCE O.A.T. 2.75%	115,000.00	126,005.50	
		FRANCE O.A.T. 3.25%	50,000.00	63,620.00	
		IRISH GOVT 2.4%	20,000.00	21,806.00	
		IRISH GOVT 2%	22,000.00	22,798.60	
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	90,000.00	77,661.00	
		SPANISH GOV'T 1.5%	38,000.00	38,298.30	
		SPANISH GOV'T 2.15%	170,000.00	175,984.00	
		SPANISH GOV'T 3.45%	50,000.00	57,485.00	
SPANISH GOV'T 4.2%	26,000.00	32,357.00			
SPANISH GOV'T 4.65%	54,000.00	60,161.40			
SPANISH GOV'T 4.8%	170,000.00	182,486.50			

ユーロ合計			3,092,000.00	3,133,677.61	
				(423,641,876)	
イギリス ポンド	国債証券	UK TSY GILT 1.75%	235,000.00	218,550.00	
	国債証券 小計		235,000.00	218,550.00	
	社債券	VOLKSWAGEN FIN 0.875%	100,000.00	93,380.00	
	社債券 小計		100,000.00	93,380.00	
				(14,875,434)	
イギリスポンド合計			335,000.00	311,930.00	
				(49,690,449)	
スウェー デンク ローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 0.75%	160,000.00	151,614.40	
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	70,000.00	87,198.30	
スウェーデンクローナ合計			230,000.00	238,812.70	
				(3,073,519)	
ノル ウェー クロー ネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	220,000.00	196,944.00	
ノルウェークローネ合計			220,000.00	196,944.00	
				(2,597,691)	
ポーラ ンドズ ロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	200,000.00	158,200.00	
ポーランドズロチ合計			200,000.00	158,200.00	
				(4,601,231)	
オース トラリ アド ル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 0.5%	80,000.00	71,839.12	
		AUSTRALIAN GOVT. 1.75%	30,000.00	19,517.46	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	17,000.00	17,112.20	
		AUSTRALIAN GOVT. 5.5%	30,000.00	30,939.00	
	国債証券 小計		157,000.00	139,407.78	
				(12,509,060)	
	社債券	AURIZON FINANCE 3%	130,000.00	111,524.01	
社債券 小計		130,000.00	111,524.01		
			(10,007,049)		
オーストラリアドル合計			287,000.00	250,931.79	
				(22,516,109)	
シンガ ポール ドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.875%	50,000.00	50,565.00	
シンガポールドル合計			50,000.00	50,565.00	
				(4,682,319)	

マレーシア リングット	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.899%	205,000.00	202,660.95	
マレーシアリングット合計			205,000.00	202,660.95	(5,893,339)
イスラエル シケル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	160,000.00	144,352.00	
イスラエルシケル合計			160,000.00	144,352.00	(5,481,839)
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	400,000.00	397,318.40	
		CHINA GOVT BOND 3.02%	510,000.00	518,715.90	
人民元合計			910,000.00	916,034.30	(17,392,743)
合計				1,160,032,403	(1,160,032,403)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券 17銘柄	49.7%	50.1%
カナダドル	国債証券 6銘柄	2.5%	2.5%
メキシコペソ	国債証券 1銘柄	0.7%	0.8%
ユーロ	国債証券 33銘柄	36.1%	36.5%
イギリスポンド	国債証券 1銘柄	3.0%	3.0%
	社債券 1銘柄	1.3%	1.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	0.4%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券 4銘柄	1.1%	1.1%
	社債券 1銘柄	0.9%	0.9%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券 1銘柄	0.5%	0.5%
イスラエルシケル	国債証券 1銘柄	0.5%	0.5%
人民元	国債証券 2銘柄	1.5%	1.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（2022年 5月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建	1,914,387	-	1,900,719	13,668
	人民元	1,914,387	-	1,900,719	13,668
	合計	1,914,387	-	1,900,719	13,668

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

（１） 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間計算期間（2022年5月21日から2022年11月20日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【明治安田ライフプランファンド20】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第22期計算期間末 2022年 5月20日現在	第23期中間計算期間末 2022年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	68,137,305	64,252,921
親投資信託受益証券	1,787,750,685	1,748,682,470
未収入金	-	11,510,000
流動資産合計	1,855,887,990	1,824,445,391
資産合計	1,855,887,990	1,824,445,391
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,063,175	-
未払解約金	101,118	13,220,775
未払受託者報酬	503,513	501,857
未払委託者報酬	8,257,591	8,230,412
その他未払費用	43,872	43,296
流動負債合計	12,969,269	21,996,340
負債合計	12,969,269	21,996,340
純資産の部		
元本等		
元本	1,354,391,965	1,341,425,391
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	488,526,756	461,023,660
（分配準備積立金）	181,893,781	172,869,711
元本等合計	1,842,918,721	1,802,449,051
純資産合計	1,842,918,721	1,802,449,051
負債純資産合計	1,855,887,990	1,824,445,391

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期中間計算期間 自 2021年 5月21日 至 2021年11月20日	第23期中間計算期間 自 2022年 5月21日 至 2022年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	60,676,449	14,168,215
営業収益合計	60,676,449	14,168,215
営業費用		
受託者報酬	516,663	501,857
委託者報酬	8,473,341	8,230,412
その他費用	75,047	72,808
営業費用合計	9,065,051	8,805,077
営業利益又は営業損失（ ）	51,611,398	22,973,292
経常利益又は経常損失（ ）	51,611,398	22,973,292
中間純利益又は中間純損失（ ）	51,611,398	22,973,292
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,313,333	669,102
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	505,103,342	488,526,756
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,905,234	19,607,898
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,905,234	19,607,898
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,087,807	24,806,804
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,087,807	24,806,804
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	561,218,834	461,023,660

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2022年5月21日から2022年11月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第22期計算期間末 2022年5月20日現在		第23期中間計算期間末 2022年11月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,354,391,965口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,341,425,391口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3607円 (13,607円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3437円 (13,437円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期中間計算期間 自 2021年5月21日 至 2021年11月20日	第23期中間計算期間 自 2022年5月21日 至 2022年11月20日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第22期計算期間末 2022年5月20日現在	第23期中間計算期間末 2022年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	---	----

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

（単位：円）

	第22期計算期間 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日	第23期中間計算期間 自 2022年 5月21日 至 2022年11月20日
期首元本額	1,320,176,326円	1,354,391,965円
期中追加設定元本額	141,672,822円	55,833,600円
期中一部解約元本額	107,457,183円	68,800,174円

【明治安田ライフプランファンド50】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第22期計算期間末 2022年 5月20日現在	第23期中間計算期間末 2022年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	85,071,230	81,580,408
親投資信託受益証券	2,075,888,398	2,106,056,900
未収入金	-	17,310,000
流動資産合計	2,160,959,628	2,204,947,308
資産合計	2,160,959,628	2,204,947,308
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,155,085	-
未払解約金	128,623	19,889,466
未払受託者報酬	824,355	835,339
未払委託者報酬	12,718,590	12,887,998
その他未払費用	75,062	75,573
流動負債合計	20,901,715	33,688,376
負債合計	20,901,715	33,688,376
純資産の部		
元本等		
元本	1,431,017,050	1,420,283,383
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	709,040,863	750,975,549
(分配準備積立金)	412,297,899	389,709,226
元本等合計	2,140,057,913	2,171,258,932
純資産合計	2,140,057,913	2,171,258,932
負債純資産合計	2,160,959,628	2,204,947,308

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期中間計算期間 自 2021年 5月21日 至 2021年11月20日	第23期中間計算期間 自 2022年 5月21日 至 2022年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	144,577,297	61,508,502
営業収益合計	144,577,297	61,508,502
営業費用		
受託者報酬	845,848	835,339
委託者報酬	13,050,216	12,887,998
その他費用	112,787	111,313
営業費用合計	14,008,851	13,834,650
営業利益又は営業損失（ ）	130,568,446	47,673,852
経常利益又は経常損失（ ）	130,568,446	47,673,852
中間純利益又は中間純損失（ ）	130,568,446	47,673,852
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,922,232	1,512,808
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	696,587,817	709,040,863
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,920,949	35,805,933
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,920,949	35,805,933
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,645,878	40,032,291
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,645,878	40,032,291
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	840,509,102	750,975,549

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2022年5月21日から2022年11月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第22期計算期間末 2022年5月20日現在		第23期中間計算期間末 2022年11月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,431,017,050口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,420,283,383口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4955円 (14,955円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5288円 (15,288円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期中間計算期間 自 2021年5月21日 至 2021年11月20日	第23期中間計算期間 自 2022年5月21日 至 2022年11月20日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第22期計算期間末 2022年5月20日現在	第23期中間計算期間末 2022年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	---	----

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

（単位：円）

	第22期計算期間 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日	第23期中間計算期間 自 2022年 5月21日 至 2022年11月20日
期首元本額	1,392,564,118円	1,431,017,050円
期中追加設定元本額	160,355,240円	69,995,165円
期中一部解約元本額	121,902,308円	80,728,832円

【明治安田ライフプランファンド70】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第22期計算期間末 2022年 5月20日現在	第23期中間計算期間末 2022年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	56,544,140	56,265,187
親投資信託受益証券	1,368,825,837	1,415,152,905
未収入金	680,000	24,960,000
流動資産合計	1,426,049,977	1,496,378,092
資産合計	1,426,049,977	1,496,378,092
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,649,287	-
未払解約金	167,452	27,667,320
未払受託者報酬	621,845	642,249
未払委託者報酬	9,405,350	9,713,919
その他未払費用	80,665	83,026
流動負債合計	14,924,599	38,106,514
負債合計	14,924,599	38,106,514
純資産の部		
元本等		
元本	929,857,597	921,686,279
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	481,267,781	536,585,299
(分配準備積立金)	264,132,569	243,911,064
元本等合計	1,411,125,378	1,458,271,578
純資産合計	1,411,125,378	1,458,271,578
負債純資産合計	1,426,049,977	1,496,378,092

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期中間計算期間 自 2021年 5月21日 至 2021年11月20日	第23期中間計算期間 自 2022年 5月21日 至 2022年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	123,628,041	71,197,068
営業収益合計	123,628,041	71,197,068
営業費用		
受託者報酬	623,054	642,249
委託者報酬	9,423,655	9,713,919
その他費用	104,207	107,397
営業費用合計	10,150,916	10,463,565
営業利益又は営業損失（ ）	113,477,125	60,733,503
経常利益又は経常損失（ ）	113,477,125	60,733,503
中間純利益又は中間純損失（ ）	113,477,125	60,733,503
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,295,611	3,261,426
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	447,214,652	481,267,781
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,934,084	36,611,696
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,934,084	36,611,696
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,375,746	38,766,255
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,375,746	38,766,255
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	576,954,504	536,585,299

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2022年 5月21日から2022年11月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第22期計算期間末 2022年 5月20日現在		第23期中間計算期間末 2022年11月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	929,857,597口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	921,686,279口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5176円 (15,176円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5822円 (15,822円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期中間計算期間 自 2021年 5月21日 至 2021年11月20日	第23期中間計算期間 自 2022年 5月21日 至 2022年11月20日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第22期計算期間末 2022年 5月20日現在	第23期中間計算期間末 2022年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	---	----

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

（単位：円）

	第22期計算期間 自 2021年 5月21日 至 2022年 5月20日	第23期中間計算期間 自 2022年 5月21日 至 2022年11月20日
期首元本額	877,040,292円	929,857,597円
期中追加設定元本額	159,494,605円	66,534,731円
期中一部解約元本額	106,677,300円	74,706,049円

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2022年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	27,511,947
株式	4,041,708,270
未収入金	30,797,244
未収配当金	37,736,960
流動資産合計	4,137,754,421
資産合計	4,137,754,421
負債の部	
流動負債	
未払解約金	30,980,000
その他未払費用	1,040
流動負債合計	30,981,040
負債合計	30,981,040
純資産の部	
元本等	
元本	2,291,681,766
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,815,091,615
元本等合計	4,106,773,381
純資産合計	4,106,773,381
負債純資産合計	4,137,754,421

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2022年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年 5月21日
期首元本額	2,320,866,136円
期末元本額	2,291,681,766円
期中追加設定元本額	59,524,719円
期中一部解約元本額	88,709,089円
元本の内訳	
明治安田日本株式ファンド	578,197,946円
明治安田ライフプランファンド20	151,071,719円
明治安田ライフプランファンド50	365,471,880円
明治安田ライフプランファンド70	325,732,988円
楽天資産形成ファンド	846,283,181円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	6,615,355円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	5,837,132円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	12,471,565円
2. 1口当たり純資産額	1.7920円
(10,000口当たり純資産額)	(17,920円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田アメリカ株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2022年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	2,620,567
金銭信託	18,546,455
株式	3,794,069,226
投資信託受益証券	82,187,583
投資証券	107,713,006
未収配当金	4,238,849
流動資産合計	4,009,375,686
資産合計	4,009,375,686
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,630,000
その他未払費用	487
流動負債合計	2,630,487
負債合計	2,630,487
純資産の部	
元本等	
元本	800,643,298
剰余金	
剰余金又は欠損金()	3,206,101,901
元本等合計	4,006,745,199
純資産合計	4,006,745,199
負債純資産合計	4,009,375,686

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（その他の注記）

2022年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年 5月21日
期首元本額	797,702,852円
期末元本額	800,643,298円
期中追加設定元本額	52,573,886円
期中一部解約元本額	49,633,440円
元本の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	297,325,108円
明治安田ライフプランファンド20	8,964,612円
明治安田ライフプランファンド50	43,219,437円
明治安田ライフプランファンド70	43,617,099円

フコク株25大河	22,778,378円
フコク株50大河	56,640,611円
フコク株75大河	80,407,005円
楽天資産形成ファンド	234,019,486円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	9,440,487円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	402,326円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	710,266円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,616,719円
大河25VA 適格機関投資家専用	209,324円
大河50VA 適格機関投資家専用	408,663円
大河75VA 適格機関投資家専用	883,777円
2. 1口当たり純資産額	5.0044円
(10,000口当たり純資産額)	(50,044円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

2022年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	47,039,870
金銭信託	36,036,826
株式	2,060,790,094
未収配当金	2,477,721
流動資産合計	2,146,344,511
資産合計	2,146,344,511
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	156,662
未払解約金	14,990,000
その他未払費用	1,717
流動負債合計	15,148,379
負債合計	15,148,379
純資産の部	
元本等	
元本	768,015,842
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,363,180,290
元本等合計	2,131,196,132
純資産合計	2,131,196,132
負債純資産合計	2,146,344,511

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3.費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（その他の注記）

2022年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年 5月21日
期首元本額	796,422,356円
期末元本額	768,015,842円
期中追加設定元本額	45,933,413円
期中一部解約元本額	74,339,927円
元本の内訳	
欧州厳選株式ファンド	109,688,938円
明治安田欧州株式ファンド	163,768,553円
明治安田ライフプランファンド20	16,351,571円
明治安田ライフプランファンド50	79,279,820円
明治安田ライフプランファンド70	79,245,010円
フコク株25大河	28,439,023円
フコク株50大河	70,715,360円
フコク株75大河	100,465,382円
楽天資産形成ファンド	105,724,885円
明治安田VA欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	7,484,482円
明治安田VALライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	726,152円
明治安田VALライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	1,248,452円
明治安田VALライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	3,044,906円
大河25VA 適格機関投資家専用	252,519円
大河50VA 適格機関投資家専用	517,087円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,063,702円
2. 1口当たり純資産額	2.7749円

(10,000口当たり純資産額)

(注) * は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2022年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	793,757,727
国債証券	19,762,085,570
社債券	13,436,907,600
未収入金	297,644,000
未収利息	71,586,504
前払費用	16,783,172
流動資産合計	34,378,764,573
資産合計	34,378,764,573
負債の部	
流動負債	
未払金	297,841,100
未払解約金	5,450,000
その他未払費用	33,079
流動負債合計	303,324,179
負債合計	303,324,179
純資産の部	
元本等	
元本	22,879,279,659
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	11,196,160,735
元本等合計	34,075,440,394
純資産合計	34,075,440,394
負債純資産合計	34,378,764,573

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2022年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年 5月21日
期首元本額	20,321,724,265円
期末元本額	22,879,279,659円
期中追加設定元本額	2,584,838,588円
期中一部解約元本額	27,283,194円
元本の内訳	
明治安田日本債券ファンド	20,251,658,432円
明治安田ライフプランファンド20	751,285,012円
明治安田ライフプランファンド50	465,154,043円
明治安田ライフプランファンド70	166,588,560円
楽天資産形成ファンド	1,197,913,248円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	2,381,204円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	30,998,266円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	7,100,474円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	6,200,420円
2. 1口当たり純資産額	1.4894円
(10,000口当たり純資産額)	(14,894円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2022年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	4,778,714
金銭信託	3,439,105
国債証券	1,057,268,501
社債券	90,013,406
派生商品評価勘定	46,062
未収入金	11,449,727
未収利息	5,843,688
前払費用	1,907,701
流動資産合計	1,174,746,904
資産合計	1,174,746,904
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	103,672
未払金	11,568,581
その他未払費用	221
流動負債合計	11,672,474
負債合計	11,672,474
純資産の部	
元本等	
元本	364,488,615
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	798,585,815
元本等合計	1,163,074,430
純資産合計	1,163,074,430
負債純資産合計	1,174,746,904

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3.費用・収益の計上基準	<p>(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（その他の注記）

2022年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年 5月21日
期首元本額	376,771,657円
期末元本額	364,488,615円
期中追加設定元本額	11,483,737円
期中一部解約元本額	23,766,779円
元本の内訳	
明治安田外国債券ファンド	37,978,261円
明治安田ライフプランファンド20	84,224,875円
明治安田ライフプランファンド50	100,924,456円
明治安田ライフプランファンド70	45,486,682円
フコク株25大河	29,386,595円
フコク株50大河	48,530,831円
明治安田VA外国債券ファンド（適格機関投資家専用）	10,378,770円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	3,714,773円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	1,598,977円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	1,661,850円
大河25VA 適格機関投資家専用	261,943円
大河50VA 適格機関投資家専用	340,602円
2. 1口当たり純資産額	3.1910円
(10,000口当たり純資産額)	(31,910円)

（注）*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

(2022年11月30日現在)

【純資産額計算書】

明治安田ライフプランファンド20

資産総額	1,795,952,408 円
負債総額	1,163,568 円
純資産総額（ - ）	1,794,788,840 円
発行済口数	1,342,021,667 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3374 円
（1万口当たり純資産額）	（13,374 円）

明治安田ライフプランファンド50

資産総額	2,185,563,414 円
負債総額	2,333,197 円
純資産総額（ - ）	2,183,230,217 円
発行済口数	1,427,648,317 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5292 円
（1万口当たり純資産額）	（15,292 円）

明治安田ライフプランファンド70

資産総額	1,473,546,540 円
負債総額	2,353,021 円
純資産総額（ - ）	1,471,193,519 円
発行済口数	926,760,256 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5875 円
（1万口当たり純資産額）	（15,875 円）

(参考)

純資産額計算書

.明治安田日本株式マザーファンド

資産総額	4,467,481,770 円
負債総額	316,907,063 円
純資産総額（ - ）	4,150,574,707 円
発行済口数	2,288,840,769 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8134 円
（1万口当たり純資産額）	（18,134 円）

.明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産総額	4,008,582,214 円
負債総額	231,307 円
純資産総額（ - ）	4,008,350,907 円
発行済口数	807,067,367 口
1口当たり純資産額（ / ）	4.9666 円
（1万口当たり純資産額）	（49,666 円）

.明治安田欧州株式マザーファンド

資産総額	2,177,568,571 円
負債総額	27,150,703 円
純資産総額（ - ）	2,150,417,868 円
発行済口数	764,119,470 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.8142 円
（1万口当たり純資産額）	（28,142 円）

.明治安田日本債券マザーファンド

資産総額	36,031,773,382 円
負債総額	2,081,102,920 円
純資産総額（ - ）	33,950,670,462 円
発行済口数	23,007,875,000 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4756 円
（1万口当たり純資産額）	（14,756 円）

.明治安田外国債券マザーファンド

資産総額	1,223,776,079 円
負債総額	56,526,510 円
純資産総額（ - ）	1,167,249,569 円
発行済口数	367,243,659 口
1口当たり純資産額（ / ）	3.1784 円
（1万口当たり純資産額）	（31,784 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2022年11月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	155 本	1,614,324,343,065 円
	単体型	23 本	420,071,748,617 円
公社債投資信託	単体型	18 本	40,774,124,942 円
合計		196 本	2,075,170,216,624 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,648,171	8,881,852
前払費用	200,486	200,271
未収入金	113,842	-
未収委託者報酬	1,490,727	1,515,280
未収運用受託報酬	130,764	312,387
未収投資助言報酬	258,067	32,339
その他	5,074	9,953
流動資産合計	9,847,134	10,952,085
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,707,678	1,657,578
器具備品	1,345,634	1,273,616
建設仮勘定	1,354	-
有形固定資産合計	1,054,667	931,194
無形固定資産		
ソフトウェア	125,943	176,635
ソフトウェア仮勘定	22,934	27,900
無形固定資産合計	148,878	204,535
投資その他の資産		
投資有価証券	4,362	6,531
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	13,175	19,485
前払年金費用	223,189	240,647
繰延税金資産	15,044	29,735
投資その他の資産合計	555,772	596,399
固定資産合計	1,759,319	1,732,130
資産合計	11,606,453	12,684,216

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	288,719	760,150
未払金	940,511	1,014,467
未払収益分配金	149	-
未払手数料	461,104	500,292
その他未払金	479,258	514,174
未払費用	38,371	40,746
未払法人税等	145,252	336,717
未払消費税等	26,255	254,752
賞与引当金	155,393	165,699
前受収益	3,666	3,666
流動負債合計	1,598,171	2,576,200
固定負債		
長期未払金	138,492	86,543
資産除去債務	227,552	228,039
固定負債合計	366,045	314,582
負債合計	1,964,216	2,890,782
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,952,160	2,103,933
利益剰余金合計	5,127,202	5,278,975
株主資本合計	9,641,986	9,793,758
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	251	325
評価・換算差額等合計	251	325
純資産合計	9,642,237	9,793,433
負債・純資産合計	11,606,453	12,684,216

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,334,125	7,916,562
受入手数料	11,877	40,707
運用受託報酬	1,871,659	2,132,888
投資助言報酬	550,486	438,441
その他収益	6,666	10,000
営業収益合計	8,774,814	10,538,599
営業費用		
支払手数料	1,908,970	2,129,117
広告宣伝費	54,081	46,842
公告費	250	250
調査費	1,629,740	2,446,317
調査費	694,741	803,814
委託調査費	934,999	1,642,503
委託計算費	382,749	439,674
営業雑経費	138,454	145,382
通信費	21,821	21,451
印刷費	97,182	106,245
協会費	13,023	10,338
諸会費	6,147	7,239
営業雑費	279	106
営業費用合計	4,114,246	5,207,584
一般管理費		
給料	2,035,031	2,193,365
役員報酬	65,817	65,537
給料・手当	1,535,188	1,647,697
賞与	411,987	444,284
その他報酬給与	22,038	35,846
賞与引当金繰入	155,393	165,699
法定福利費	303,647	326,765
福利厚生費	40,150	31,829
交際費	1,508	2,525
寄付金	8,669	11,484
旅費交通費	9,202	6,856
租税公課	68,896	84,051
不動産賃借料	275,188	450,152
退職給付費用	145,682	56,072
固定資産減価償却費	128,728	203,922
事務委託費	98,607	275,646
諸経費	167,863	73,144
一般管理費合計	3,147,203	3,881,516
営業利益	1,513,364	1,449,498

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
受取利息	100	107
受取配当金	30	270
投資有価証券売却益	12	145
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,496	¹ 1,810
為替差益	327	155
雑益	3,001	1,551
営業外収益合計	4,967	4,039
営業外費用		
雑損失	645	524
営業外費用合計	645	524
経常利益	1,517,687	1,453,013
特別損失		
移転関連費用	² 222,760	² -
特別損失合計	222,760	-
税引前当期純利益	1,294,926	1,453,013
法人税、住民税及び事業税	334,591	462,476
法人税等調整額	107,115	14,436
法人税等合計	441,707	448,039
当期純利益	853,219	1,004,974

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,227,250	5,402,292	9,917,076
当期変動額					
剰余金の配当			1,128,309	1,128,309	1,128,309
当期純利益			853,219	853,219	853,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	275,090	275,090	275,090
当期末残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,917,076
当期変動額			
剰余金の配当			1,128,309
当期純利益			853,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	251	251	251
当期変動額合計	251	251	274,838
当期末残高	251	251	9,642,237

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986
当期変動額					
剰余金の配当			853,201	853,201	853,201
当期純利益			1,004,974	1,004,974	1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	151,772	151,772	151,772
当期末残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	251	251	9,642,237
当期変動額			
剰余金の配当			853,201
当期純利益			1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	577	577	577
当期変動額合計	577	577	151,195
当期末残高	325	325	9,793,433

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。
5. 会計方針の変更 (1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。 (2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。 なお、財務諸表に与える影響はありません。 また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	17,690千円	67,791千円
器具備品	327,329千円	322,366千円

（損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,496千円	1,810千円

2 移転関連費用

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

新オフィスへの移転に伴う、移転費用（引越費用、原状回復工事費用）並びに内装工事期間及び原状回復期間等に係る賃借料を計上しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

移転に関する費用の計上はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,128,309,380円	59,740円00銭	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通 株式	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1年内	476,805	470,945
1年超	1,562,983	1,092,037
合計	2,039,788	1,562,983

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。

差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,648,171	7,648,171	-
(2) 未収委託者報酬	1,490,727	1,490,727	-
(3) 未収運用受託報酬	130,764	130,764	-
(4) 未収投資助言報酬	258,067	258,067	-
(5) 未収入金	113,842	113,842	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	4,362	4,362	-
(7) 長期差入保証金	300,000	287,140	12,859
資産計	9,945,937	9,933,077	12,859
(1) 未払手数料	461,104	461,104	-
(2) その他未払金	479,258	479,258	-
負債計	940,362	940,362	-

(*) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2021年3月31日)
長期未払金	138,492千円

長期未払金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	6,531	6,531	-
(2) 長期差入保証金	300,000	284,045	15,954
資産計	306,531	290,576	15,954
(1) 長期未払金	86,543	86,624	81
負債計	86,543	86,624	81

(*) 現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,648,171	-	-	-
未収委託者報酬	1,490,727	-	-	-
未収運用受託報酬	130,764	-	-	-
未収投資助言報酬	258,067	-	-	-
未収入金	113,842	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,261	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	9,641,574	300,000	3,261	-

当事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	960	3,595	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,960	3,595	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

投資有価証券はすべて投資信託であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は記載しておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は6,531千円であります。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

長期差入保証金	-	-	284,045	284,045
資産計	-	-	284,045	284,045
長期未払金	-	-	86,624	86,624
負債計	-	-	86,624	86,624

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	4,362	4,000	362
小計	4,362	4,000	362
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	4,362	4,000	362

当事業年度 (2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,008	1,000	8
小計	1,008	1,000	8
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,523	6,000	476
小計	5,523	6,000	476
合計	6,531	7,000	468

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	1,012	12	-

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	2,145	145	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	9,979	千円
退職給付費用	145,682	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	67,527	"
前払年金費用の期末残高	223,189	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	695,521	千円
年金資産	918,984	"
	223,462	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	223,189	"
前払年金費用	223,189	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	223,189	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	145,682	千円
----------------	---------	----

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	223,189	千円
退職給付費用	56,072	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	73,530	"
前払年金費用の期末残高	240,647	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	764,992	千円
年金資産	1,005,913	"
	240,920	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,647	"
前払年金費用	240,647	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,647	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	56,072	千円
----------------	--------	----

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	47,581	千円	50,737	千円
未払事業税	13,802	"	23,129	"
資産除去債務	69,676	"	69,825	"
未払賃借料	58,313	"	42,406	"
その他	31,870	"	50,556	"
繰延税金資産小計	221,244	"	236,654	"
評価性引当額	69,676	"	69,825	"
繰延税金資産合計	151,567	"	166,829	"
繰延税金負債				
資産除去費用	68,071	"	63,406	"
前払年金費用	68,340	"	73,686	"
その他有価証券評価差額金	111	"	-	"
繰延税金負債合計	136,523	"	137,093	"
繰延税金資産の純額	15,044	"	29,735	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	30.62	%	-	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03	"	-	"
評価性引当額の増減	5.27	"	-	"
雇用拡大促進税制の特別控除	1.90	"	-	"
住民税均等割	0.09	"	-	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.11	%	-	%

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
期首残高	62,571	千円	227,552	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	227,390	"	-	"
時の経過による調整額	162	"	486	"

資産除去債務の履行による減少額	62,571	〃	-	〃
期末残高	227,552	〃	228,039	〃

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	6,334,125	11,877	1,871,659	550,486	6,666	8,774,814

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,916,562	40,707	2,132,888	438,441	10,000	10,538,599

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	250,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	409,787	未収投資助言報酬	223,460
							支払手数料	484,387	未払手数料	154,440

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	150,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	159,741	未収運用受託報酬	175,715
							支払手数料	547,750	未払手数料	163,207

（注1）取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

（注2）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1株当たり純資産額	510,522円46銭	518,527円74銭
1株当たり当期純利益金額	45,174円95銭	53,209円83銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 （2021年3月31日）	当事業年度 （2022年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,642,237	9,793,433
普通株式に係る純資産額（千円）	9,642,237	9,793,433
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
当期純利益（千円）	853,219	1,004,974
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	853,219	1,004,974
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2022年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	9,503,409
未収委託者報酬	1,549,792
未収運用受託報酬	684,687
未収投資助言報酬	20,613
その他	221,466
流動資産合計	11,979,969
固定資産	
有形固定資産	
建物	1,632,528
器具備品	1,227,154
建設仮勘定	77,511
有形固定資産合計	937,194
無形固定資産	
ソフトウェア	154,559
ソフトウェア仮勘定	66,904
無形固定資産合計	221,463
投資その他の資産	
投資有価証券	7,361
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	14,222
前払年金費用	207,094
繰延税金資産	28,277
投資その他の資産合計	556,955
固定資産合計	1,715,614
資産合計	13,695,584

当中間会計期間末
(2022年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金	2,846,177
未払手数料	514,122
未払法人税等	170,862
賞与引当金	166,291
その他	2,598,304
流動負債合計	4,295,758

固定負債

長期未払金	60,568
資産除去債務	228,283
固定負債合計	288,852

負債合計

4,584,610

純資産の部

株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783

利益剰余金

利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,421,592
利益剰余金合計	4,596,633

株主資本合計

9,111,417

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	443
評価・換算差額等合計	443

純資産合計

9,110,974

負債・純資産合計

13,695,584

中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	3,946,037
受入手数料	25,021
運用受託報酬	1,162,312
投資助言報酬	53,880
その他収益	5,333
営業収益合計	5,192,585
営業費用	
支払手数料	1,044,502
その他営業費用	1,601,164
営業費用合計	2,645,666
一般管理費	¹ 2,088,641
営業利益	458,276
営業外収益	² 2,343
営業外費用	1,230
経常利益	459,389
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	459,389
法人税、住民税及び事業税	135,261
法人税等調整額	1,510
法人税等合計	136,772
中間純利益	322,616

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,004,958	1,004,958	1,004,958
中間純利益			322,616	322,616	322,616
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	682,341	682,341	682,341
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,421,592	4,596,633	9,111,417

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	325	325	9,793,433
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,004,958
中間純利益			322,616
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	117	117	117
当中間期変動額合計	117	117	682,459
当中間期末残高	443	443	9,110,974

[注記事項]

(重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 6年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. 重要な収益及び費用の計上基準	
投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。	

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2022年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	92,841千円
器具備品	371,485千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	74,168千円
無形固定資産	26,791千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	2,013千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1)配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年3月31日	2022年6月30日
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1年内	476,805
1年超	874,142
合計	1,350,947

(注) 中途解約不能な定期建物賃借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	7,361	7,361	-
(2)長期差入保証金	300,000	277,586	22,413
資産計	307,361	284,947	22,413
(1)長期未払金	60,568	60,645	77
負債計	60,568	60,645	77

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-		-	
その他の有価証券	-	7,361	-	
資産計	-	7,361	-	

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	277,586	277,586
資産計	-	-	277,586	277,586
長期未払金	-	-	60,645	60,645
負債計	-	-	60,645	60,645

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間末(2022年9月30日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,201	2,000	201
小計	2,201	2,000	201
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,159	6,000	840
小計	5,159	6,000	840
合計	7,361	8,000	638

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

当中間会計期間末(2022年9月30日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	977	-	22

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自2022年4月1日至2022年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	228,039千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	244千円
当中間会計期間末残高	<u>228,283千円</u>

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	3,946,037	25,021	1,162,312	53,880	5,333	5,192,585

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	482,393円92銭
1株当たり中間純利益金額	17,081円42銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
中間純利益金額(千円)	322,616
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	322,616
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(2022年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	名称
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2022年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495	
株式会社 S B I 証券	48,323	
a u カブコム証券株式会社	7,196	
松井証券株式会社 1	11,945	
OKB証券株式会社 2	1,500	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行 2	46,773	
株式会社北海道銀行	93,524	
株式会社北陸銀行	140,409	
明治安田生命保険相互会社 3	980,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

- 1 明治安田ライフプランファンド20および明治安田ライフプランファンド70のみ取扱いを行っております。
- 2 新規販売を停止しています。
- 3 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

(2021年12月末現在)

名称	資本金の額 (ポンド)	事業の内容
ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	452,404,000	イギリスにおいて内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでおります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託銀行として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

投資顧問会社として、運用指図に関する権限の一部の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

1．名称、資本金の額および事業の内容

（2022年3月31日現在）

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2．関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3．資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
 - ・詳細情報の入手方法
 - 委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）、電話番号および受付時間等
 - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

熊木 幸雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林 広樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2021年5月21日から2022年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2022年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2021年5月21日から2022年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2022年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2021年5月21日から2022年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2022年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊木幸雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林広樹**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年1月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2022年5月21日から2022年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2022年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年5月21日から2022年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年1月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2022年5月21日から2022年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2022年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年5月21日から2022年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年1月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2022年5月21日から2022年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2022年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年5月21日から2022年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。